

# 令和4年第4回定例会

( 第2日 )

令和4年12月7日

令和4年第4回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和4年12月7日（水）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西 勇 人  
2番 山谷 洋 朗  
3番 中 畑 一二美  
4番 石 田 隆 芳  
5番 工 藤 貴 弘  
6番 工 藤 秀 一  
7番 福 士 稔  
8番 長 内 秀 樹  
9番 佐 藤 保  
10番 山 田 忠 利  
11番 大 澤 敏 彦  
12番 原 田 淳  
13番 桑 田 公 憲  
14番 齋 藤 剛  
15番 工 藤 竹 雄  
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
総務課長補佐	古 川 浩 之
財 政 部 長	西 谷 司
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾

経 済 部 長	對 馬 一 俊
建 設 部 長	原 田 茂
教育委員会事務局長	一 戸 昭 彦
平川診療所事務長	宮 川 厚 子
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	小笠原 健 満
監査委員事務局長	成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小 野 生 子
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	藤 木 遥 奈

**○議長（桑田公憲議員）** 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレットは音の出ない操作を、また、傍聴及び視聴されている方々に誤解を与えない利用形態をお願いします。

本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、会議中は常にマスクの着用をお願いします。

なお、総務課長兼選挙管理委員会事務局長より、本日から3日間会議を欠席する旨の届出がありました。総務課長の代理として総務課長補佐が出席しております。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営申し合わせ事項において、一括質問方式と一問一答方式の選択制としております。通告された全議員が一問一答方式を選択しております。質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、会議規則第62条第2項の規定により、タブレットに掲載しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は質問席に移動後、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号を省略して結構でございます。また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は10名であります。本日は、第1席から第4席までを予定しております。

なお、第4席、葛西勇人議員より一般質問に関する資料について事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第1席、12番、原田 淳議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（原田 淳議員、質問席へ移動）

**○議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員の一般質問を許可します。

**○12番（原田 淳議員）** おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第1席、議席番号12番、原田 淳です。新庁舎が開庁し、そして初めての定例会での一般質問の第1席となり、誠に光栄に思っております。

市長は、今議会の提出議案説明の冒頭において、新庁舎が当市のランドマークとなり、市発展の一助となるよう、さらなる行政サービスの向上に、職員一丸となって取り組んでまいりたいと述べておりました。期待しております。それでは通告どおり質問をして

まいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1 原油価格、物価高騰の影響を受けている市民への経済的支援について、(1) 原油価格の高騰により高齢者世帯・ひとり親世帯等に灯油代(福祉灯油)の一部助成について伺います。

このことについては、昨年の12月議会においても、原油高騰により高齢者世帯・ひとり親世帯等に灯油代、福祉灯油を一部助成していただきたいと一般質問いたしました。

そのときの答弁では、住民税非課税世帯に灯油購入費として1万円を給付すると。その世帯数は約4,000世帯で、総額約4,000万円を見込んでいるということでした。令和3年度の福祉灯油購入給付費の実績を教えてください。

次に、(2) 国の価格高騰緊急支援給付金事業(非課税世帯に対して5万円給付)と均等割世帯への市独自の支援について(均等割世帯に対しての給付について)伺います。

政府は今年9月9日に開かれた物価・賃金・生活総合対策本部の会合で、電力・ガス・食料品などの高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい非課税世帯に対し、国の価格高騰緊急支援給付事業1世帯当たり5万円を給付することが決定したと報道されました。

当市においても、国の5万円の支援金事業と県の事業2万円を合わせて7万円を交付すると。その対象世帯、令和4年度の住民税非課税世帯は約3,800世帯であると、11月1日に説明しておりました。もう既に交付したのではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

(3) 上水道の基本使用料金の減免についてお伺いします。市内において、上水道を利用している給水戸数とその普及率。また、碓ヶ関地域においても同様に教えていただきたい。

○議長(桑田公憲議員) 市長、答弁願います。

○市長(長尾忠行) 原油価格、物価高騰の影響を受けている市民への経済的支援についての御質問には、各担当部長より答弁させます。

○議長(桑田公憲議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(工藤伸吾) 令和3年度に実施いたしました、平川市福祉灯油購入費助成事業の実績についてお答えします。

当初は1世帯当たり1万円で対象世帯数を約4,000世帯と見込みましたが、その後、助成額を生活保護受給世帯が1世帯あたり8,000円、そのほかの世帯が1万円、対象世帯数を3,296世帯、総額で3,232万4,000円に見直ししました。

実績としましては、3,045世帯に総額2,982万6,000円を支給いたしました。

次に、国の価格高騰緊急支援給付金事業についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、住民税非課税世帯約3,800世帯を対象に、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金5万円と県の原油価格・物価高騰対策助成金2万円、合わせて7万円を支給するため、令和4年12月1日から受付しております。支給については、初回振込を12月8日としております。

○議長(桑田公憲議員) 建設部長。

○建設部長(原田 茂) 私からは、上水道の給水戸数と普及率についての御質問にお答えいたします。

まず、平賀・尾上地域ですが、東部地区の簡易水道・小規模水道も含めた給水戸数は9,644戸で、普及率は96.9%となっております。

次に、碓ヶ関地域の給水戸数は805戸で、普及率は96.3%となっております。

それを合計しますと、給水戸数は1万449戸で、普及率は96.9%となっております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） （1）福祉灯油代の一部助成について再質問いたします。

令和3年度の福祉灯油購入事業の実績は、住民税非課税世帯3,296世帯、支給された世帯数は3,045世帯で総額2,982万6,000円の給付となったと。灯油購入費助成事業の財源根拠と市の持ち出し額は幾らとなったのか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 令和3年度福祉灯油購入費助成事業の財源根拠及び市の持ち出し額についてお答えいたします。

財源につきましては、令和3年度青森県生活困窮者に対する灯油購入費助成事業費補助金及び特別交付税を財源といたしまして、2,300万円を充当したところであります。

事務費を含む総事業費2,997万4,084円から、充当額2,300万円を差し引いた、697万4,084円が市の持ち出しとなります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 福祉灯油は平成26年度において、国の特別交付金を財源に1世帯1万円、1,865世帯に助成し、1,865万円給付したと。そのときの市の持ち出し額は約7万円であったと答弁していました。

昨年度においても、国の特別交付金の非課税世帯1万円、生活保護世帯には8,000円を給付し、その実績は3,045世帯ですよね。総額2,982万6,000円、市の持ち出し額は約697万4,000円ほどであったということでした。

ある新聞に、灯油価格は昨年11月に1リットル当たり100円を超え、今年4月には113.7円まで上がったと。今年の平均価格は1リットル当たり109.3円で、昨年平均88.7円より20.6円高い状態で、各家庭では節約のために灯油を控える利用者が多く、供給量は減少傾向だと掲載されていました。

資源エネルギー庁の統計によりますと、青森県の1人当たりの年間の灯油の利用量は466リットル。灯油価格が現在の水準で推移した場合、1人当たりの年間灯油代は昨年より7,400円程度、4人家族では2万9,800円余り増えると試算しています。

資源価格の上昇を招いたロシアのウクライナ侵攻が長期化し、円安が進み、全国的な物価高・燃料高の影響を受け、光熱費や食料品は今や約2万品目の価格が引き上げられ、昨年度以上に家計への圧迫の要因となっていることは周知の事実です。

ドルに対して円安による輸入品価格の上昇は今後も続き、家計の重荷になると言われています。

このようなことから、今年度において高齢者世帯やひとり親世帯等、住民税非課税世帯に対して、福祉灯油代の一部助成をしていただきたいと思っておりますが、その考えはあるのかどうかお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御指摘のとおり、依然として灯油価格の高騰が続いているこ

と、また、電力・ガス・食料品等の価格の高騰が見られ、家計を圧迫していることから、冬季における生活困窮者世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和3年度に引き続き、事業の実施に向けて今準備を進めているところであります。

福祉灯油購入費助成事業の対象者につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金5万円の給付対象者と同じ住民税非課税世帯とし、1世帯当たり1万円を支給し、世帯数約3,800世帯、総額約3,800万円を見込んでおります。

なお、予算措置につきましては、今議会での追加提案を考えております。

実施時期につきましては、長引く灯油価格の高騰により、生活環境が厳しくなっている方々に対して、できるだけ早急に支援できるよう準備を進めたいと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

**○12番（原田 淳議員）** 大変いい答弁を頂きました。今年は国の交付金がないようでした。それでも市独自で非課税世帯に対して、福祉灯油代1万円を給付するということができた。先ほど市長が言われていたとおり、できるだけ1日でも早い機会に給付していただきたいと思っております。この件については終わります。

(2) 国の支援給付金事業、非課税世帯への5万円給付と均等割世帯への市独自の支援について再質問いたします。

これから非課税世帯3,800世帯に、国・県の支援金を交付するということが分かりました。

さて、非課税世帯と均等割世帯ということで、その違いについて、市当局から説明を受けてもらってもいいのですが、私から簡単に説明いたします。もし違っていたら、御指摘願います。

非課税世帯とは、非課税の方のみで構成されている世帯を言います。分かりやすく年収で言いますと、65歳未満で一人暮らし、年収が幾らまでが非課税となるのか。保険等何もない状態で、控除額のみで、具体的な年収は98万円以下で、非課税世帯となります。

均等割世帯とは、均等割のみで構成された方と非課税の方で構成されている世帯を言います。均等割額は県税1,500円、市税が3,500円、合わせて5,000円の負担額となります。非課税世帯と同じく、65歳未満で、一人暮らしで、年収が幾らあった場合に均等割を納付しなければならないのかというと、保険等何もない状態で、控除額のみでは、具体的な年収は98万円を超え、105万円までが均等割納付世帯となります。

非課税世帯と均等割世帯とでは、収入面においてほとんど差はありません。均等割世帯においても生活に困っている方々と言えるでしょう。市の均等割のみを支払っている世帯数は、11月2日現在で773世帯あるそうです。

このようなことから、均等割世帯に対しても、市独自で支援していただきたいと思っておりますが、市の考え方をお聞きいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 均等割世帯に対しての給付について、市独自の支援事業の実施予定についてお答えします。

市ではこれまで住民税非課税世帯等に対し、支援を実施してまいりましたが、議員御指摘のとおり、住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯の収入面の差は大きくないこと、また、原油価格・物価高騰が続く現状を踏まえ、均等割のみ課税世帯にも拡充

した、市独自の支援の実施に向け、準備を進めることといたしました。

独自支援事業の対象者につきましては、国の5万円の給付金の対象者を除く、住民税均等割のみが課税されている世帯であって、1世帯当たり5万円を支給し、世帯数約1,200世帯、総額約6,000万円を見込んでおります。

福祉灯油購入費助成事業と同様、できるだけ早急に準備を進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

**○12番（原田 淳議員）** すばらしい答弁を頂きました。非課税世帯に対して5万円を市独自で支援するというのを聞きました。これ以上、何も言うことはありません。できるだけ早い機会に、支援していただきたいと思っております。次に移ります。

(3) 上水道の基本使用料金の減免について再質問します。

平賀・尾上地域、給水戸数9,644戸、普及率96.9%。碓ヶ関地域、給水戸数805戸、普及率96.3%。例えば、1か月間の上水道の基本使用料金を減免するとすれば、それぞれの試算は幾らとなりますか。

**○議長（桑田公憲議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 1か月分の基本使用料金を減免した場合の金額についてお答えいたします。

まず、東部地区の簡易水道並びに小規模水道も含めた、平賀・尾上地域が2,475万8,817円で、碓ヶ関地域が252万8,480円となります。合計しますと2,728万7,297円となります。

**○議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

**○12番（原田 淳議員）** これで約2,700万円ぐらいと。物価高・原油価格の高騰の影響を受けている市民を支援するために、全ての上水道の使用者の基本使用料金を減免していただきたいと思っておりますが、市の考え方をお聞かせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 上水道の使用者の基本使用料金を減免していただきたいということですが、当市の上水道の経営体の特殊性として、それぞれの水道事業で基本料金が違うことや、2つの水道企業団にまたがっていることなど、いくつか問題点があります。特に久吉ダム水道企業団は大鰐町と構成されているため、大鰐町と調整を図る必要があります。

地方財政法第2条第1項によりますと、他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないとあります。

仮に、大鰐町と構成する久吉ダム水道企業団の碓ヶ関地域に経済支援をした際に、現在、上水道の減免を考えていない大鰐町も実施の検討をせざるを得ない場合は、大鰐町の財政運営に支障を来すような政策になるおそれがあると思われま。

当市といたしましては、非課税世帯などの生活困窮者に対して国や県の支援給付事業、全家庭へはプレミアム商品券発行事業などで経済的支援を行っております。

以上のことから、上水道の基本使用料金の減免は見送りさせていただきます。

**○議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

**○12番（原田 淳議員）** 大鰐町、前にもこの件ではないけど、似たような上水道の件で質問したとき、大鰐町ということが出てきました。



まずもって、他市町村のことで言いますと、田舎館村では、令和4年の9月の基本使用料金から3か月分を免除するとしております。その予算額3,198万円を一般会計繰出金で対応すると、鶴田町では5か月間、町内全世帯の水道料金の基本料金とメーター使用料を全額免除。また、東北町でも、3か月間上水道の加入する町内全世帯の水道料金を免除。さらに野辺地町においても、水道料金の基本料金3か月分の免除を行うと発表しております。

当市においても、市民は今非常に厳しい生活環境となっていることから、ぜひ数か月間の上水道の基本料金を減免していただきたいと思っております。ただ先ほど言ったように、財政的な問題とか、隣接する町に御迷惑がかかるということで考えていないということでしたが、いま一度御答弁をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議員御指摘のとおり、上水道料金の減免措置を行っている町村については把握しておりますが、先ほどお答えしたとおり、市では様々な支援対策を行っていることから、上水道の基本料金の減免は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） なかなか福祉灯油や均等割世帯への支援のようにいかないようです。

11月1日に議員への補正等の説明会のときに、ある議員より、光熱動力費高騰対策支援事業に対しては異論がないが、全市民を対象とした支援事業等を考えられないのかと質問がありました。そのときの市当局の答弁では、ひらかわ生活応援商品券50%のプレミアム事業などを実施しているというようなことを言っていました。

その議員は、プレミアム付商品券は自分でお金を出して券を購入しなければならない。その商品券を購入するためのお金が問題なのだ。そのような問題が起きない平等な支援を全ての市民に対して行うべきではないかと。

全市民を対象とした県内の事業では、先ほど言いました水道料金の減免・免除のほか、11月4日に十和田市では、電気料金の上昇や物価高騰などの対策として、全世帯に1万円分の商品券を配布しました。これはプレミアムではなく、全ての世帯に無料で1万円の商品券を配布しております。

また、むつ市においても11月4日、燃料価格高騰対策として、全市民に対して、市民1人に対して、灯油やガソリン購入時に使えるクーポン券4,000円分を配布しております。

当市においては、一部の市民が原油高、物価高騰により恩恵を受けるような事業を行うのではなく、今や全ての市民が生活していく上で、大変厳しい生活環境にあると思っております。全ての市民への平等な支援策・応援策を考えて行くべきではないのかと思っております。

上水道の基本料金の減免事業、このような事業であれば、全市民が対象事業となり歓迎されるのではないかと考えておりますが、なかなか先ほど来、無理だということでした。

福祉灯油や均等割世帯への市独自の支援については感謝しかありません。さらに水道料金となりますと、市の財政も大変だと思っておりますということで、この件について

は、答弁は要りません。

次に、2 市職員について、(1) 市職員数について伺います。市職員定数は、条例で439人となっています。

令和2年度、令和3年度、令和4年度の正職員数は何人で、会計年度任用職員数は何人となっているのか教えてください。

(2) 市外に居住している職員について伺います。少し古い話となりますが、平成28年7月のある新聞に掲載されていました。県内10市で市外に居住を有する職員は、黒石市が26.6%、青森市が3.7%、弘前市が10.8%、八戸市が6.6%、五所川原市が13.6%、三沢市が11.1%、むつ市が1%、つがる市が11.8%、当市、平川市は24.8%で、黒石市の次に市外居住職員が2番目に多い市となっていました。

黒石市職員は785人のうち、26.6%の209人が市外に住んでいまして、県内10市で1番多いと掲載されておりました。黒石市職員の市外居住地の内訳は、弘前市83人、平川市51人、青森市35人となっていると。ただ、黒石病院勤務者は、他市町村からの専門職の従事者が多く、その方々を除くと市外在住職員は20.8%となると。

このことにより、その当時の当市の市外在住職員は24.8%となっており、県内10市の中で最も多い割合となりました。

現在、当市の市職員で市外在住者は何人いるのか。また、その市外居住地名と職員数を教えてください。さらに、分かれば10市の市外在住職員の割合を教えてください。

(3) 市職員の時間外勤務手当について伺います。時間外勤務手当につきましては、数年前までは、総務課が一括管理していたようでしたが、何年か前から各課に予算配分、予算が計上されたようです。各課で管理運営することになった理由をお聞かせください。

○議長(桑田公憲議員) 市長、答弁願います。

○市長(長尾忠行) ただいま原田 淳議員の市の職員についての御質問に関しましては、総務部長より答弁させます。

○議長(桑田公憲議員) 総務部長。

○総務部長(對馬謙二) まず私からは市の職員数についてお答えします。任期の定めのない常勤職員、いわゆる正職員および再任用職員につきましては、各年度の4月1日現在の人数、会計年度任用職員については、各年度中に任用した合計の人数となります。令和2年度、正職員303名、再任用職員33名、会計年度任用職員112名、合計448名です。令和3年度、正職員303名、再任用職員32名、会計年度任用職員158名、合計493名です。令和4年度、正職員296名、再任用職員32名、会計年度任用職員154名、合計482名です。なお、令和4年度の会計年度任用職員については、11月末までに任用した人数となります。

次に、市外に居住している職員数と居住市町村ごとの人数についてでございますけども、令和4年4月1日現在、会計年度任用職員を除いた市の職員数は328名です。このうち、市外に居住する職員数は88名であります。また、職員数に占める割合は27%となっております。

居住する市町村につきましては、青森市6名、弘前市63名、黒石市13名、藤崎町1名、大鰐町2名、田舎館村2名、県外1名となっております。

次に、県内他市における、市外に居住する職員数につきましては、現在、公表されていない数値であることから、回答は控えさせていただきます。

次に、市職員の時間外勤務手当についての各課が予算管理することとなった理由についてであります。議員御指摘のとおり、令和2年度予算までは、一般財源に係る時間外勤務手当は、2款、総務費において一括管理しておりましたが、各課において配分された予算額や支出済額の管理が難しく、予算書や決算書にも各課の使用額が現れてこないという課題がありました。これにより、令和3年度以降は、各課に配分された時間外勤務手当の支出済額や残額を各課で管理することができるよう、それぞれに配分したものです。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） （1）市職員数について、再質問いたします。令和2年度、職員数全部合わせて336人、会計年度任用112人で合計448人。令和3年度、職員数335人、会計年度任用158人合わせて493人。令和4年度、職員数328人、会計年度任用154人合わせて482人と。令和2年度に対して、令和3年度、令和4年度においては、会計年度任用職員が40人以上と極端に多く採用されています。これはコロナ禍に対応するためではないかと思っておりますが、どうなのか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 御指摘のとおりですね、コロナ禍において非常的に対応する職員が必要であったものですから、会計年度の職員が増えているというふうな状況であります。議員御指摘のとおりで間違いございません。

ただそれ以外にもですね、専門的な職員もおりますので、そこについても要因になっております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） コロナ禍により令和3年度、令和4年度は全体の30%以上の任用職員の雇用、これは致し方ないとしても、令和2年度の会計年度任用職員112人、職員全体の25%、4人に1人、これだけ多くの任用職員が必要としていることは、市職員の業務が複雑多様化してきているのではないかと思います。会計年度任用職員、元の臨時職員の待遇とは違い、職責の改善がされたことにより、その業務の内容は今や正職員と同等の仕事をしている方が多いのではないかと思います。ただ、その人的保証はなく、会計年度ごとの契約となり不安定な身分となっております。

このことについて、私がどうのこうのと言っても仕方ないことですが、しかし、あまりにも任用職員への依存度が大きいのではないかと。確かに任用職員を多く雇用しますと、人件費の削減にはなります。そのことは十二分に分かります。

しかし、職員の待遇、市ではイクボス宣言をし、さらに年次休暇日数等を考えたときに、職員を増やすことにより、育児と仕事を両立できる職場環境の改善となるのではないかと思います。市長の見解をお聞きします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 正職員数を増やすべきとの御質問ですが、今年度の職員数のうち、会計年度任用職員はおよそ30%を占めております。先ほども若干触れましたけれども、この理由としましては、学習支援員など、小・中学校において授業の補助をする

職員や、埋蔵文化財の発掘作業に従事する職員、新型コロナウイルスワクチン接種の補助や、公園管理人など、一般行政事務以外の分野において、96名の会計年度任用職員を採用しております。

また、行政を運営するに当たり、特に福祉の分野において、社会福祉士や介護支援専門員などの、国家資格を有する職員も望まれますが、このような特別な資格については、大学での科目履修を要するなど、職員に取得させることが困難な状況もあるため、資格を有する会計年度任用職員23名を採用している現状です。

正職員の増員につきましては、総務省が公表している類似団体別職員数に基づく、他市の職員数と比較すると、合併当初から職員数が多いとされておりまして、また人件費の占める割合も大きい状況でありました。

これにより、合併以降は長期的な計画に基づき、採用する人数を抑制してきましたが、現在においても類似団体比較では、19名ほど多い状況であります。

このことから、退職者数を上回る職員の採用は困難であると考えておりますので、御理解くださるようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

**○12番（原田 淳議員）** （2）市外に居住している職員について再質問いたします。市外在住職員は、弘前市63人、黒石市13人、大鰐町2人、田舎館村2人、藤崎町1人、青森市6人、県外1人で計88人。

10市の市外在住職員の割合については、公表していないのでちょっと分からないということでした。

市外に居住している職員は全体で88人いるということで、これは令和4年度ですよね。となりますと、職員数は令和4年度で328人、市外居住者は全体の先ほど27%と言っていました。平成28年、6年前には24.8%であったことから2.2%増えたこととなります。このことに対して、市長はどのように思っていますか。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** やはり特定して平川市に居住している職員ということには、なかなか採用要件を満たせないの、やむを得ないというふうに考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

**○12番（原田 淳議員）** やむを得ない、そう言えばそれまでなんですけども。職員の居住地につきましては、憲法第22条、居住移転・職業の選択の自由が保護されていることから、どうのこうのと言ってもは仕方はないのですが、市外に居住している職員については、家庭の事情など個人的な理由により、居住地が市外となっているものと思っております。市職員は市民の立場で行政の役割を考え、地域の一員として積極的にまちづくりに参加することが必要ではないかと。このことについては、当市の職員は市外居住の職員であっても対応しているものと思っております。

ただ、災害発生時における危機管理体制強化の観点から考えますとどうなのかなと。古い話となりますが、これは私が経験したことからお話申し上げます。

平成3年の台風19号、旧平賀町においては、甚大な被害を受けました。りんご台風と言われたように、ほとんどと言ってもいいほどりんごが落ち、農家の方々には多大な痛手となりました。

直ちに、庁舎内に台風19号の災害対策本部が設置され、町内外の至るところで電柱が倒れ、交通機関が麻痺し、車で役所にたどり着くことが大変な状況となりました。

しかし、本部からの指令は何時間かかってもいいので出勤しろでした。役所の職員として、自分の家の屋根が飛んだ、りんごが落ちたというような理由では通用しないと。何においても出勤しろ。町民のため、公僕としての責務を全うしろ、職員としてなすべきことをやれ。このようなことが実際にあったわけですので、市職員は市内に居住することが望ましいと、私は思っています。

今後、これから新採用時において、できることであれば、市内の居住について理解と協力を求めていると思いますので、市の考え方をお聞かせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 確かに議員御指摘のとおりですね、台風19号のときは、私も税務課におり、歩いてでも来いというふうに言われまして、そこは出勤した記憶がございます。議員御指摘のとおり、職員にも可能な限り市内に住んでいただきたいという思いはございます。

市では、平成30年度以降に実施した職員採用試験において、職員自らが地域活動の担い手となるために、平川市への居住を推奨する旨を募集案内にも明記しております。

また、令和2年度の採用試験より、日本全国の主要都市での受験を可能とするテストセンター方式を導入しており、市外・県外の方が受験しやすい環境を整備してきたところであります。

なお、平成31年4月以降の採用職員について、市外に居住していた職員54名のうち、6名の職員が採用後に平川市へ移住しております。今後もこれまでの取組を継続することで、市外に居住する職員が平川市に移住することを期待している状況でございます。

**○議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

**○12番（原田 淳議員）** それなりに何か努力はしているみたいですが。分かりました。なぜ職員の市外居住について聞くかと言いますと、ある市民から、「市職員が平川市で給与を受け取り、税金を他市町村に、住んでいるところに支払っている。なぜ平川市に住まないのか。何が原因なのか。また、何人ぐらいの方がいるのか。」と聞かれました。

それは各自の家庭の事情でそのような職員はいるが、はっきりとした理由や原因については、私には分からないと。もしですね、市当局でその理由や原因を把握しているかどうか、いるのであれば具体的な理由を二、三教えてください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 職員の居住地に関するプライベートな理由については、隣接する通勤圏内の市町村に実家があるなど、それぞれの事情があると想定されますが、市では正確には把握していないという状況であります。

**○議長（桑田公憲議員）** 原田 淳議員。

**○12番（原田 淳議員）** 正確に把握してないと分かりました。市職員はできる限り市内に住んでいきたいと思っています。

(3)に移ります。職員の時間外勤務手当について、再質問いたします。時間外勤務手当が各課へ移行しましたが、令和2年度、令和3年度の当初予算の総額と決算額を教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 令和2年度及び令和3年度の一般会計における時間外勤務手当について、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予算を除いた当初予算額等をお知らせいたします。

令和2年度の予算額3,417万円、決算額3,008万5,108円、不用額408万4,892円。

令和3年度の予算額3,576万6,000円、決算額2,849万4,390円、不用額727万1,610円となっております。

不用額の理由につきましては、令和2年度及び令和3年度はコロナ禍の影響により、当初予定していた夜間、祝日のイベント、それに伴う会議等の多くを取りやめたことが、不用額が多く発生した主な要因であります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 令和2年度予算額約3,400万円、決算額約3,000万円、不用額約400万円、令和3年度予算額約3,500万円、決算額約2,800万円、不用額約700万円、コロナ禍により事業が中止したことによって、不用額が生じたということのようです。この全体で令和2年度、令和3年度と不用額が出ています。

課によって、配分された時間外手当で間に合っていない課もあるのではないかと。間に合っていない課に対しての対応は、どのようにしているのかお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 時間外勤務手当につきましては、総務課において各課の業務をヒアリングし、その業務内容を精査した上で予算配分しております。

職員の健康を維持するために、時間外勤務は極力削減することが市の方針ではありますが、今年の8月の大雨による災害対応など、突発的な業務が発生した場合には、財政協議の上、補正や流用により時間外勤務手当を措置しております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 災害とか云々かんぬんと突発的なことによって時間外手当云々かんぬんと私は聞いているわけではないんですよ。

令和2年度、令和3年度において、配分された時間外手当、間に合っていない課もあるのではないかと。その課に対してどのような対応をしているのかと聞いていますので、その辺についてお答え願います。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 令和2年度、令和3年度においても予算額が足りない、時間外勤務手当が足りない場合については、それこそヒアリングを行いまして、突発的に必要な部分が出てきたとなれば、それは当然、財政協議を行った上で、予算のほうはできるだけつくような形で体制を維持して行っておりますので、それなりに処置しているということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） つまり割り振られた時間外手当が足りなかった場合には、財政協議をして、予算流用等あるいは補正を行うということで理解していいわけですね。今後もこれからですね、そういう形で予算内で間に合わなかった場合、補正や流用等で対応していただきたいと思っています。いま一度、そのお考えをお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） やはり足りなくなった実情ですね、ヒアリングして業務の内容によっては、やはり一概的に不足になったから時間外というふうな考えじゃなくて、そこについては必要であれば、当然時間外の協議をして貼付けはしますけども、具体的な内容を精査した上で行っていきたいというふうに考えておりますので、そこについては、御理解願いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 納得し難い答弁でしたが、平川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の第3条、週休日の振替等では、「条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。」とあります。非常にややこしい内容ですけども、つまり振替休日を前4週、後8週の間振替えて、代休を取りなさいということです。この代休で相殺することは違法ではありません。ただ、この期間内に休みを取れなかった場合は、1.25の残業手当を支給しなければならないと思っております。

しかし、残業の代わりに代休を期間内にとった場合、その通常賃金分は相殺されますが、0.25の残業手当は相殺されず支給しなければなりません。前4週、後8週間の間に代休をとった場合には、割増し賃金0.25の残業手当は支給しておりますか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 同一週外、いわゆる代休が取れなかった状況のときなんですけども、その際には振替を取得した場合の時間外勤務手当について、適切に運用しております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 部長、私聞いたのは、割増し賃金支給してらなって聞いているんだ。0.25、そこを答えてくれれば。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 適切に運用しているということなので支給しております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 割増し賃金を支給しているということでした。

最後に、監査委員にお願いがあります。答弁は要りません。職員への時間外勤務手当の支給について、監査時において前4週、後8週についての振替を取ったときの対応、また、その期間に振替が取れなかったときの対応等について、詳しく監査をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑田公憲議員） 12番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（桑田公憲議員）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、5番、工藤貴弘議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（工藤貴弘議員、質問席へ移動）

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員の一般質問を許可します。

**○5番（工藤貴弘議員）** ただいま議長より一般質問を許されました、第2席、議席番号5番、誠心会の工藤貴弘です。それでは通告に従って、順次ただしていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず、1の農業振興地域整備計画についてお尋ねします。農業振興地域整備計画は農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域を定め、農業の健全な発展と優良農地の保全・形成を目的としています。

本市では、この計画を旧3町村が合併して10年が経過した平成28年度に初めて策定し、以後6年間にわたり、全体見直しを実施しておりません。

農振法第12条の2では「市町村は、その区域内にある農業振興地域について、おおむね5年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。」と定められており、おおむね5年とする計画の全体見直しの時期に適合するものと認識しております。

また、本市の農振計画は、農地利用等の方向性や目標については、令和2年度までしか見通しが示されておらず、このまま計画の全体見直しを仮に実施しないのであれば、本市の農業の実態と大きな乖離が生じることとなり、本計画自体が形骸化してしまう懸念がございます。さらに、本計画がこのまま放置されたとなれば、農業分野のみならず、本計画と連携と調整が明記されている、長期総合プランや都市計画マスタープラン等の、本市の各分野の計画にも影響が生じる可能性があることから、計画の全体見直しを実施すべきと考えますが、市は、どのようなスケジュールで農振計画の改定に取り組んでいくのかお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 工藤貴弘議員の農業振興地域整備計画についての御質問にお答えをいたします。

農業振興地域整備計画は、おおむね10年先を見据えて、農用地として利用すべき区域を設定し、優良な農地を確保するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、市町村が定める計画であり、当市では、議員御指摘のとおり平成28年5月に策定いたしました。

法においては、農業振興地域内の実態を総合的に把握し、農業情勢の変化に対応した計画とするため、市町村はおおむね5年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行い、必要に応じ見直しをすることと規定されております。

当市の計画は、策定から6年を経過していることから、まずは基礎調査に向けて作業を進めてまいりたいと考えております。基礎調査を含めた今後のスケジュールについては、経済部長から答弁させます。



○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、計画の見直しのスケジュールについてお答えいたします。

まず、見直しにかかる期間につきましては、来年度から約3年間を予定してございます。大まかな作業工程を申し上げますと、令和5年度に農用地等の面積や農業従事者、それから、新たな担い手などの現状を、総合的に把握するための基礎調査を実施いたします。

令和6年度では、その基礎調査の結果や、これまでの農業振興地域の区域変更などを踏まえ、計画変更案を作成することとしております。

最後、令和7年度に、変更案について県などの関係機関との協議と公告縦覧を行い、計画変更を完了する予定としております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 全体の見直しをするという、前向きな御答弁頂きました。これ教えてもらったところによると、県内の40市町村の中でも、おおむね5年とする全体見直しにあって、放置されているのが現状であります。この辺であれば、例えば弘前市であるとか、田舎館村が近年、全体見直しを調査しているということで、本市もおおむね5年に基づくルールに従って、このたび3年間、多分基礎調査、そして関係団体との調整、そして県とも協議しながら一緒に進めていくということで、膨大な業務量であるかと思いますが、ぜひ一生懸命取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、農振計画の全体見直しに当たって、私は個別の農振除外等の申請受付を停止する、凍結するものと認識しておりますが、その期間等についてお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） まず、農業振興地域整備計画で設定している、農用地区域での農地転用が制限されております。農業以外の目的に利用する場合は、農地所有者などから市に対して、農用地区域から除外する手続きが必要となっております。

当市では、除外の申出を3月と9月の年2回受付しております。計画の見直し案を関係機関と協議する過程において、農用地区域が変更となることは適当ではないということから、受付を停止、いわゆる凍結するものでございます。

凍結の期間についてでございますけれども、関係機関との協議期間と、公告縦覧期間を合わせた約1年間になるものと想定しております。先ほど答弁したスケジュールで申し上げますと、令和7年度がその凍結期間になるものと見込んでおります。

○議長（桑田公憲議員） 工藤貴弘議員。

○5番（工藤貴弘議員） 分かりました。この件についてはこれで終わります。ただ、やはり3年間にわたる大型の事業でありますので、担当される職員の方、どなたがやるのか、その人数とかも分かりませんが、非常に膨大な業務量となると思っておりますので、農林課だけではなくてですね、総務部などそうした職員の配置等ですね、御配慮いただければなと思っております。

では次に、2 尾上庁舎の利活用についてお尋ねします。

御承知のとおり、このたびの新庁舎の落成と、そして、現在工事中の健康センターの大規模改修が完了することにより、尾上庁舎の行政機能は、市民生活課の窓口と生涯学

習センターが残るのみとなっています。

この部局の移動に伴って空く事務スペースや、会議室等の利活用が課題となっているところであり、市は弘前大学との共同研究事業として、令和元年度より、様々な検討を重ねてきたものと承知しています。

尾上庁舎の利活用については、本年4月に発行された尾上つぼにわレターによって、改めて多くの市民に認知されることとなり、尾上地域の住民を中心に市民の関心は高まってきているものと感じています。私もこの尾上庁舎の利活用の問題は、尾上地域のみならず、市の今後のビジョンを内外に示すものとして、非常に重要な事業の一つと認識しています。

それではまず、(1) 進捗に関することについてお尋ねします。

これまでの一般質問や議会への説明会によって、既に明らかになっているものもありますが、尾上庁舎の利活用に当たって、今年度は市民参画による検討、来年度は調査と設計、再来年度に改修工事、そして、令和7年度を目安に新しい庁舎の利用がスタートすることが示されています。これまで市が取り組んできた尾上庁舎の利活用事業の進捗状況についてお知らせください。

また、本事業については、特に市民との合意形成が重要であると認識していますが、今年度、限られた期間の中で実施される、市民参画による検討をどのように計画しているのか、その対象者や回数など具体的にお知らせください。

次に、(2) 機能についてお尋ねいたします。本事業を推進するにあたり、若手市職員による検討チームが考案した「子ども、若者、子育て世代、働く世代、シニア世代などすべての世代が気軽に利用し、共存できる場所を創り育てる。」という基本ポリシーの下に「尾上図書館の機能拡充」、「子どもや親子が集える場所」、「市民が周りに伝えたい魅力的な場所」という3つのコンセプトが活用案として示されています。新しい尾上庁舎にふさわしい未来像と希望を胸に抱けるポリシーとコンセプトであると思います。

そこで、質問のア 基本ポリシーのコンセプト1「尾上図書館の機能拡充」に関することについて、これまで庁内検討会議や中学生を含む市民とのワークショップの開催により、図書館の機能について検討を積み重ねてきたものと推察しますが、新しい尾上図書館に求められる機能は、どのようなものが挙げられるのかお示してください。

次に、イの基本ポリシーのコンセプト2「子どもや親子が集える場所」に関することについてお尋ねいたします。質問アと同様に、新たな尾上庁舎において「子どもや親子が集える場所」として求められる機能は、どのようなものであるのかお示してください。

次に、ウの周辺施設を含む官民連携についてお尋ねいたします。市民からの声を聞き及ぶに、カフェなどの飲食提供機能、ゲームセンターなどの娯楽施設としての機能、物産販売などのショッピング機能など、民間事業者の活力を必要とする意見がございます。実際にそれらの施設を導入するかは別として、民間との連携は尾上庁舎の利活用に掲げる基本ポリシーやコンセプトとも合致するところであると考えております。市は民間との連携についてどのように考えているのかお知らせください。

次に、エの生涯学習センターについてお尋ねいたします。尾上庁舎の利活用に当たり、生涯学習センターについては図書館のみ存続することが今のところ示されています。多目的ホールをはじめとする各部屋の在り方についてお知らせください。

最後に、(3)の尾上庁舎の改修工事に関することについてお尋ねします。新しい尾上庁舎の在り方は、今後の平川市の趨勢を占う上でも非常に重要であると、私は考えています。基本ポリシーやコンセプトが示すとおり、質の高い機能が求められることから、設計者の選定も重要であると考えています。設計者の選定方法はどのように考えているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 現在までの進捗状況についてであります。今年度は検討会議を8回実施しております。

コンセプトの1つ目である尾上図書館の機能拡充について、図書館利用者など市民を対象としたワークショップにより、設備や機能性など、市民が求める新しい図書館像が分かりましたので、頂いた御意見を基に、ほかの2つのコンセプトについても、併せて検討を進めた上で、今後の利活用方針を決定いたします。

次に、今後の計画についてであります。コンセプトの2つ目である「子どもや親子が集える場所」については、専門家を招聘し、子育て世代の方々や市内保育施設の職員を対象としたワークショップを開催予定です。

また、コンセプトの3つ目「市民が周りに伝えたい魅力的な場所」については、観光、飲食等の分野で活躍されている市民有識者に、検討会議へ参加いただいておりますので、貴重な御意見を頂きながら、引き続き検討を行ってまいります。

機能についてなどその他の御質問につきましては、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私から、今年度に8回開催している検討会議の開催状況についてお答えをします。尾上図書館利用者や尾上中学校生徒を対象としたワークショップを2回、市民有識者を交えた検討会議を4回、その他弘前大学との情報共有を兼ねた庁内検討会議を2回開催しております。

次に、新しい図書館に求められる機能ですが、検討会議では、開館時間や休館日の変更、利用者同士が互いに不要になった本を交換できるコーナーの設置という意見がありました。

また、設備や室内環境の面では、図書館利用者が自由に使えるWi-Fiや電源、子供とその保護者限定のエリアやおしゃべり、飲食が自由なコーナーの設置です。

今後、これらの頂いた意見を基に利活用方針を決定していきたいというふうに思います。

次に、新たな尾上庁舎において「子どもや親子が集える場所」として求められる機能であります。子育て世代へのニーズ調査では、子供が遊べる場所、親子で過ごせる場所、子育て世代が交流できる場所を望む意見が多くあり、コンセプトとして設定したところでもあります。

具体的な内容につきましては、子育て世代の方々や市内保育施設の職員を対象としたワークショップを開催し、検討することとなります。

次に、民間活力を導入する構想はあるのかについての御質問であります。検討当初から、官民連携による先進地の事例を学習してまいりましたので、民間に協力いただければと協力をいただき、出店等だけではなく、運営に関してもできることに取り組み

たいと考えております。官民連携について具体的なことは決定しておりませんが、ニーズ調査では、飲食スペースの設置を望む意見が多く見られましたので、取りかかりとして、このような面から民間活力を活用していきたいというふうに考えております。

次に、生涯学習センターの機能についてであります。検討当初より機能を残すことを前提としておりましたので、現在のところ部屋等の削減などの予定はございません。

最後に、改修工事に係る設計者の選定につきましては、令和5年度にプロポーザル方式により選定する予定としております。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** いろいろと教えていただきました。ではまず（1）の進捗に関するについてから再質問していきます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によっては、市民参画による検討が困難である場合が想定されます。現時点で検討されて計画されているのは、子育て世代そして保育関係者を入れた協議、検討会であるとのことでございます。新しい尾上庁舎が市内外の人たちを呼び寄せる、魅力的な地域の拠点として生まれ変わるには、やはり市民との合意形成という適切なプロセスを踏むことが、当然不可欠であると考えています。

現在示されているスケジュールに影響を及ぼさず、例えばウェブ会議等によって、市民と共に検討を重ねていく体制は整っているのか、お知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（対馬謙二）** ウェブ会議等の開催についての御質問でございますけれども、スケジュールに影響のない方法による検討体制の整備についてであります。これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、庁内検討会議が開催できない状況がありましたので、議員御指摘のウェブ会議システムの利用も検討しました。

しかしながら、共同研究の相手である弘前大学と協議した結果、より活発な会議とするため対面式で行うこととし、ウェブ会議は実施しておりませんでした。

そのため、ほかの会議ではウェブ会議を利用しておりますが、この検討会議につきましては、今後もしできる限り対面での会議を実施してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** あくまでも対面によって新しい尾上庁舎の在り方について、構想とかを深めていくという御答弁でした。その点については私も特に異論はありません。対面での会議などは、意思疎通が容易で心の機微をつかみやすく、対話によっていろんなアイデアを生み出すことが求められる本事業に合っていると思っています。

そこで改めて確認したいのですが、再三再四申し上げておりますが、例えば、新型コロナウイルス感染症のさらなる蔓延によって、計画していた会議等が予定どおり開催できず、その進捗が遅れが生じた場合、市の方針としては現在示されているスケジュールありきではなく、あくまでも市民との合意形成を重視するという認識でよいのかお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（対馬謙二）** 議員御指摘のとおり、これまでもワークショップの開催や、市民有識者を交えての検討会議などにより、市民との合意形成を図り、検討を進めてき

たところでありますので、この市民とのプロセスは、引き続き実施してまいりたいと思います。

ただし、まん延防止等重点措置などの行動制限を伴う規制となった場合には、スケジュールの見直しも必要になるものと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** 市民との合意形成を最重要視するという御答弁を聞いて安心しました。やはり、こうした新しい尾上庁舎、いろんな創造性のある、そして長年におわたって、市民からいろんな属性、世代にとって愛され、そして市外の人もあるいは立ち寄るような、そうした地域の拠点であって欲しいと思いますので、十分に市民と議論あるいはアイデアを吸い出し提案をしながら、いい尾上庁舎を作っていただければと思います。

では次に、アの尾上図書館の機能拡充について再質問します。

市内には、尾上図書館のほかに、平川市文化センター内に平賀図書館、碓ヶ関公民館内に碓ヶ関図書コーナーという、2つの地域図書館があります。機能拡充する新しい尾上図書館が完成した際に、平賀・碓ヶ関の両地域図書館の位置づけはどのようになるのでしょうか。

また、例えば、先ほども答弁で少し触れていたかと思うんですけども、市民からは、平賀・尾上の両図書館の休館日が同じく月曜日であることから、変更してほしいとの声が上がっていますが、このように運営上の変更点など、平賀・碓ヶ関の両地域図書館に影響が生じることはあるのかお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長、答弁願います。

**○総務部長（對馬謙二）** 平賀図書館、碓ヶ関公民館内の図書コーナーの位置づけについてであります。現在のところ、平賀図書館及び碓ヶ関図書コーナーについては改修予定はなく、これまで同様としております。

尾上図書館の機能拡充によって生じる影響につきましては、互いに利用者増とつながるような、よい影響が生まれることを期待しておりますが、議員から御質問があった休館日等の変更については、これ教育委員会のほうも絡んできますので、今、私がちょっと答弁することはできないんですけども、検討する内容にはなってくると思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** 図書館の運営については教育委員会のほうでも十分議論、検討していただければと思います。

それでは次に、イの子どもや親子が集える場所について再質問いたします。先ほどの質問では、子供たちが集える場所、親子で遊べる場所、そして、子育て世代で交流できる場所が、その機能としてニーズ調査では出ていたということでございます。そして、この子どもと親子が集える場所、このコンセプトを細分化して、つまり、親子の概念をそこから切り離して、子供が集える場所として捉えた場合、一口に子供と言っても、例えば未就学児と中学生のように、その成長段階によって求める機能が異なるものと認識しています。もちろん両者が交流し、共に楽しめることもあるとは思いますが、ある程度の成長段階に合わせた、機能のゾーニングということも必要となってくるのではない

かと思うところです。

そこで、市として、子供が集える場所を具体的にどのような年齢で想定しているのかお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 子どもや親子が集える場所については、年齢を制限して検討しているものではありませんが、想定している子供の年齢は、未就学児から小学生程度、これ中学生も入ってくると思うんですけども、小学生程度の年齢層を想定しております。また、子供が集える場所として、成長段階に合わせたゾーニングも必要というふうな御指摘でございましたけども、そこについても議員御指摘の部分も非常に参考にしてさせていただきながら、今後、弘前大学とも協議して、検討していきたいというふうに思っています。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** ちょっと細かいところなのかもしれませんが、いろんな世代にとって集える場所ということで、ポリシーに含まれておりますので、その点は、今後の市民との会議の中で検討していただければと思います。

同じくイとしての再質問をいたします。コンセプト2が示すとおり、改修後の尾上庁舎は、子供や子育て世帯にとって、新たな拠点施設となると考えています。子供や子育て世代が集うことで、両者にターゲットにした様々なイベント等が実施されていくのではないかなと思うところです。

子育て世代包括支援センターなど、子供や子育て世代に関する行政機能は、今はもう新庁舎に集約されたところではありますが、子供や子育て世代が集いやすい施設となり得る新しい尾上庁舎に、子育てに関する行政機能を付与するということがあるのでしょうか、お知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 現在、子育てに関する行政機能は、新本庁舎へ移管されておりますので、尾上庁舎に子育てに関する行政機能を新たに付与する予定はございません。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** あくまで新庁舎と新しい尾上庁舎、子供や子育て世代にとっての拠点となるわけですが、機能は全然違うものとしてやっていくよということでした。

次に、ウの周辺施設を含む官民連携について再質問します。もちろん言うまでもなく、尾上庁舎はその地理的空間において、尾上地域の中心に位置しているものと考えています。また、その周辺には盛美園、猿賀神社、公園、商店街などの商業と観光に欠かせない施設が点在しており、そして、それらと他地域をつなぐ足として弘南鉄道が運行しています。

尾上庁舎の利活用に当たり、地域の事業者や施設等と連携していくことは、尾上地域のにぎわい創出に大きな影響を与えるものと考えますが、市は民間との連携をどのように考えているのか、もし具体的な案があれば教えてください。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 議員御指摘のとおり、尾上庁舎は尾上地域の中心に位置しており

ます。周辺事業者との連携については、現在のところ、残念ながらお示しできるものはありませんが、「尾上図書館の機能拡充」、「子どもや親子が集える場所」、「市民が周りに伝えたい魅力的な場所」という、利活用方針検討に当たっての3つのコンセプトにより、改修後の尾上庁舎から、にぎわいが生まれることを目的としております。

新たな利活用方法で尾上庁舎の利用がスタートする際には、庁舎へ訪れた方が、盛美園や猿賀公園等へも立ち寄るなど、相互に集客できるよう、魅力的であり、かつ情報を発信できるような施設を目指してまいります。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** 新しい尾上庁舎が完成することによって、盛美園、猿賀神社のような既存の観光資源に対して、大きな横串を刺せるものとなると思っております。この新しい尾上庁舎という新しい価値観を生み出すことによって、そしてまた、それとまた連携することによって、既存の資源もまた魅力を増し、輝くものと考えておりますので、今後計画を進めていく際には、くれぐれも近隣の民間事業者、施設と連携を密にしていいただければと思います。

それでは、(3)の尾上庁舎の改修工事に関することについて再質問してまいります。プロポーザルによって設計者を選定していくとのことでしたが、設計に関する事業について、来年度の予算であるとか、そのスケジュールはどのようになっているのかお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 設計に関しましては、財政運営計画にも記載しておりますが、来年度予算措置を行う予定であります。スケジュールにつきましては、令和5年度当初にプロポーザル参加事業者を公募いたしまして、同年度中に設計を終える予定であります。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** では最後の再質問です。(3)です。尾上庁舎の改修工事とは内部構造のみを想定しているものなのではないでしょうか。行政機能の大部分の移動により、駐車場等が過大となっていくのではないのでしょうか。基本ポリシーや各コンセプトに照らし合わせた際、外構を含めた敷地全体を改修して、その機能や魅力を高めることが、私は尾上地域のあの周辺の地域、そして平川市全体の発展のために大切であると考えております。

市は、新しい尾上庁舎の改修規模をどのように考えているのかお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 外構を含めた敷地全体の改修については、既存のものを生かすことを基本としますが、必要により外構等の改修を行うことも想定しております。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** その点については、今後のその検討の場で、どのような意見が出るかによっても、また変わってくるだろうなと思います。まだその計画の途上でありますので、まだその新しい尾上庁舎、具体的にどのような形になっていくのかは、私にはまだ全然分かりませんが、何度も繰り返しますが、この新しい尾上庁舎、これからの平川市の趨勢を、本当に私は占うものだと思っております。市民の方々の御意

見、そして合意形成を図りながら、魅力あふれる施設を作っていただくように、市の職員の方々にもよろしくお願ひ申し上げます。

それでは最後に、3の子ども医療費給付制度の拡充についてお尋ねいたします。

御承知のとおり、平川市の子ども医療費は中学生まで無料となっております。県内の多くの町村では18歳までの医療費の無料化に取り組んでおり、そして10市の中においても、弘前市とむつ市では、来年度から18歳まで医療費の無料化を拡充することが明らかになっています。

本市でも、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、いま一度、子ども医療費の無料化を18歳まで拡大してほしいと考えますが、市の御見解をお示しください。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 工藤貴弘議員の医療費18歳までの無料化の御質問についてお答えをいたします。子ども医療費の拡充につきましては、令和4年第3回9月定例会において一般質問があり、年齢が増すにつれ医療費は少なくなることから、平川市で行う支援は義務教育までが適当であると答弁いたしました。

近年、原材料価格の上昇や円安の影響により国内の物価が上がっておりますが、最近では短期間での急激な上昇が続いており、食料品や電気・ガス代が大幅に上昇し、家計に大きな影響を与えています。

今後も続いていくと考えられる物価上昇は、特に子育て世帯における経済的負担の増加が懸念されます。

このように子育て世帯の支出が増える中、安心して医療機関を受診していただき、子供の健全な成長に資するため、子ども医療費の公費助成を18歳まで拡大し、子育て世帯に対する、より一層の経済的負担軽減支援を図っていきたいと考えております。

また、子ども医療費の公費助成を18歳まで拡大するに当たっては、医療機関や国保連合会などとの調整、事前準備及びシステム改修などが必要であることから、令和5年秋頃の開始を考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 工藤貴弘議員。

**○5番（工藤貴弘議員）** 非常に前向きで、そして子育て世代、まさしく私当事者であります。励みになる答弁でございました。実際の運用開始に当たっては、関係者との協議あるいはシステム改修等の都合があるということで、令和5年の秋頃を目安ということでございますが、非常にいいことだと思います。

本市のその子育て世代に対する支援の手厚さは、市内外において高く評価されているものと感じております。先ほども申し上げましたが、私もまさしく子育て世代の当事者で子供が3人います。その恩恵を深く深くあずかっているところでもあります。親は子供を育てていく上で多くの苦勞、そのことに直面すると思います。なかには解決できるものもあればできないものもあります。もちろん喜びもあります。そうした中で保育・医療・教育、様々ありますが、本市の子育てに係る経済的な負担の軽減を図る取組、これは子育て世代、現役世代の私たちにとって大きなエールであり、そして、次の世代を担う子供たちへの投資であり、いつの日か何らかの形で平川市に返ってくるものだろうと思っております。応援します。時間残ってますが言いたいことを全部言いましたので、これで終わります。



○議長（桑田公憲議員） 5番、工藤貴弘議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、4番、石田隆芳議員の一般質問を行います。

石田隆芳議員、質問席へ移動願います。

（石田隆芳議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員の一般質問を許可します。

○4番（石田隆芳議員） 議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。第3席、4番、新生会、猿賀の石田隆芳でございます。

まずは新型コロナウイルス感染が収まる心配のない中、サッカーのワールドカップカタール大会で、日本代表が、優勝経験のある強豪ドイツ、スペインを撃破し、選手たちはこの勝利を、奇跡ではなく自分たちでつかんだ必然と評しています。1993年に日本がワールドカップ初出場を逃したドーハの悲劇の舞台をドーハの歓喜に変え、今の日本の地力を物語っていました。ベスト8には惜しくも届かなかったものの、日本中に勇気と感動を与えてくれました。我が平川市においても、少年サッカーが盛んで、県大会でも活躍している選手も大勢いることから、将来、平川市からもワールドカップに出場し、活躍できる選手が出現することを大いに期待するものであります。

それでは本題に入ります。1 四季の蔵もてなしロマン館の利用拡充について質問します。

（1）施設建設の目的・経緯と最近の利用状況について。猿賀地区にある四季の蔵もてなしロマン館は、盛美園に隣接し、旧尾上町時代は町役場があった場所で、その近辺は、私たちの小さい頃は格好の遊び場でもありました。役場が現尾上支所に移ったことにより、平成16年4月10日開館し、平成20年からNPO法人めーりんごネットが指定管理者として運営を行っています。当時どのような目的を持って、ロマン館を建設したのか。また、その経緯を教えてください。

次に、最近の利用状況についてであります。ロマン館には直売所、レストラン、展示室と3か所ありますが、それぞれの利用者数はどれくらいあるのか。また3か所の収入割合は、どのようになっているのかお知らせください。また、令和2年から続く新型コロナ以前との比較も教えてください。

（2）集客数向上のための取組について。集客数向上の工夫として、直売所は現状でも地元野菜や果実のほか、多方面から商品を調達しており、品ぞろえは年々豊富になってきていると感じていますが、市内外の人たちに、今以上に直売所に来店してもらえるための集客の方法として、肉や野菜といった生鮮食品を販売することや売場面積を拡大することはできないのでしょうか。

また、私も時々レストランを利用させていただいておりますが、昼ときには大変混み合っており、昼を過ぎてもまだ順番待ちをしているお客様も相当います。お客様を多く

呼び込むためと長時間待たせないため、レストランの面積も拡大させることは可能なものでしょうか。そして、直売所とレストラン双方の売場面積を拡大することにより、相乗効果による集客と同時に売上げの向上が見込まれるのではないのでしょうか。

さらには、猿賀公園では年間いろいろなイベントが行われておりますが、ロマン館裏にある公園部分や隣接する盛美園や猿賀公園と一体化したイベント等を開催する考えはあるのか、市としての見解をお聞きします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 石田隆芳議員御質問の四季の蔵もてなしロマン館の利用拡充についてお答えをいたします。

まずは、その経緯と目的についてお答えいたします。旧尾上町時代より、盛美園、猿賀神社、猿賀公園は、観光誘客の拠点として位置づけられておりましたが、それぞれの施設の連携不足や物産販売所がないことなどの課題により、観光客数が伸び悩んでおりました。

このような課題の解決を図るため、平成10年3月に、ロマンロード整備事業基本計画が策定されました。本計画には、盛美園や猿賀公園、猿賀神社など魅力ある資源を一体化させることにより、新たな広域観光の拠点として整備することを掲げ、平成15年度に旧尾上町役場跡地に観光案内と物産販売機能を持たせた、もてなしロマン館を建設したものであります。

次に、集客数向上のための取組であります。議員御指摘のとおり、もてなしロマン館は、休日のみならず平日でも昼食の時間帯などは、レストランが順番待ちの状況となっており、直売所も混雑している状況を把握しております。また、議員御提案の生鮮食品の販売を新たに行うためには、施設の規模が現状では手狭であると認識しております。

しかしながら、もてなしロマン館は平川市もてなしロマン館条例において、その業務内容、利用方法等を規定していることから、利用形態を変更する場合には、条例改正も含めた協議が必要となります。

現在、市では、平川市産業振興に係る基礎調査に取り組んでおり、この中で猿賀公園一帯の観光施設の現状と課題の把握にも努めているところであります。今後は、本調査の結果を踏まえ、ロマン館の在り方についても検討してまいります。

また、隣接する盛美園や猿賀公園などを一体的に活用し、イベントを開催することにつきましては、近年、観光協会を中心にイベントが盛んに行われ、新たなにぎわいが生まれていますので、さらなる誘客が図られるよう、観光協会と一緒に検討してまいりたいと思います。

このほかの御質問につきましては、経済部長より答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 経済部長、答弁願います。

**○経済部長（對馬一俊）** 私からは、もてなしロマン館の利用者数と部屋ごとの収入割合についてお答えいたします。

まず、直売所とレストラン、展示室の直近3か年の利用者数ですが、まずコロナ禍前の令和元年度は、直売所が4万9,525人、レストランが3万7,003人、展示室は2万4,656人。コロナ禍が始まりました令和2年度は、直売所が4万7,318人、レストランが3万1,575人、展示室は2万7,072人です。それから令和3年度になりますが、直売所が4万7,991

人、レストランが3万1,383人、展示室が2万5,878人となっております。

以上のおりコロナ禍による外出、あるいは外食控えにより、直売所やレストラン利用者は若干少なくなっており、一方で、展示室利用者は横ばいの状況となっております。

次に、収入の割合でございますけれども、いずれの年も直売所が全体の60%前後です。それからレストランが40%前後。最後に展示室でありますけれども、1%から2%程度となっております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今、市長から答弁がありましたけれども、条例改正が必要とということでありましたけれども、その部分はこれからやっていくのでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 先ほど市長の答弁にもございましたが、そのロマン館の在り方につきましては、現在取り組んでおります、産業振興に関わる基礎調査の結果を踏まえてですね、来年度一步踏み出した構想づくりを進めていくわけでありましてけれども、その中で、観光視点から見た、どういった活用ができるのか否かも含めてですね、来年度、その構想づくりの中で、またもんでいくこととしておりますので、その中でロマン館の新たな在り方が見つかったんならばですね、当然ながらそれに合わせて条例改正は必要だというふうに認識をしております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 分かりました。今、お客様のいろいろな人数とか言われておりましたけれども、お客様のうち、市内と市外の割合というのは分かりますか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） お客様の市内・市外の割合ということでございますけれども、その部分につきましては、統計を取ってございませんので把握はしてございません。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） このロマン館のやった目的の1つに、芸術文化の充実と振興を図るとありますけれども、展示室の部分でございますけれども、あのぐらいのところまで充実したものができるのか。そういう展示ですね、できるものかお答えください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 先ほどの答弁の中にもございましたが、そのロマン館の設置目的の1つとして、芸術文化の充実振興を条例で定めているところでございますけれども、まずは今、そちらの条例に即した形で骨董やら、美術品の展示販売やら行っているものと認識をしております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今の展示室の件なんですけれども、貸出しというのが9時から17時、その料金が平日1,590円、休日が2,720円となって、年間で50回ほど利用されているみたいですが、この金額は適正なのか。少ない収入を度外視しても継続していく必要があるのか、市としてどのように考えておりますか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまの御質問、展示室の利用料金の御質問、適正かどうかという御質問でございますけれども、現在の利用料金につきましてはですね、長年見

直しを行ってごさいませんでしたので、来年度をめどにですね、現行の料金体制をですね、見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） あとロマン館の業務の範囲として観光施設の案内、宿泊施設の紹介、その他観光情報の収集及び提供に関することとありますけれども、この部分は、ロマン館のどこのところでそういう業務が行われているのか、お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） まずは、今、ロマン館が行う観光案内の業務がどこでやるかという御質問でございましてけれども、まず現在の指定管理業務基準書の中で、指定管理者が行う業務の1つとして、観光施設の案内、宿泊施設の紹介、その他観光情報の収集及び提供に関することと、議員御指摘のとおり定めております。まずロマン館の中にはですね、観光案内所のような専門の職員は配置してごさいませんが、レジ横にですね、パンフレットを配置しているほか、従業員が来客の求めに応じて対応しているものと認識してごさいます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 私もたまにロマン館を利用していますけれども、ちょっと私もどこにあるのかというのは分からなかった。今の質問で分かりましたけれども。普通の人、来客来た中でも見れば分かるようなところに置いてもらえればというので、そのところよろしくをお願いします。

2つ目の集客数向上のための取組についてでありますけれども、いずれにしてもお客様のニーズに合った販売方法を取らなければならないと思いますけれども、先ほども言いましたけれども、展示室の部分で収入が1%から2%というような、少ないのであれば、展示室の部分を今2か所あると思うんですけれども、1か所にするとか、その部分を直売所とレストランに振り分けるとか、そういうのをすればよいのではないかと思いますけれども、レストランに来るリピーターも多いので、そういうことも考えてないのか、お尋ねします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまの御質問につきましては、先ほど市長答弁にもございましたとおり、現在の利用形態はですね、条例に即した形で運用を行っておりますので、今後、来年度以降ですね、ロマン館の在り方についても検討していくと。先ほど市長申し上げましたとおりですけれども、その中で、その利用形態については、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） ロマン館の中には、休憩スペースというものがあると思うんですけれども、休憩スペースを設けることによって、買物をしたものをその場で食べられるとか、そのゆっくり休んでいくこのことによって、滞在時間が多くなって、より一層そこにお金を多く落としていくのではないかと、私は考えますけれども。そしてまた、コーヒーとか喫茶店みたいな軽食をやるのもいいのではないかと。そしてコーヒーを飲みながらゆっくりする時間もあってもよいのではないかと思いますけれども、市の見解をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 石田隆芳議員のほうから、このロマン館の活用の在り方について様々御提案がございました。先ほど、私、答弁申し上げましたが、ロマン館に関しましては、市の産業振興に関わる基礎調査に取り組んでおり、これを基にしながら、今後ありようを考えていかなければならないと思っております。特にですね、議員御指摘のように、手狭さとか様々ありますけれど、これは建設当時は、尾上町でそういうコンセプトを持ちながら建設されたと思っておりますが、現在これからは、平川市としてどういうふうな、振興の在り方は、これは尾上庁舎の利活用も絡むことがあるかもしれませんが、それらを総合的に勘案しながら、ロマン館の在り方等を検討してまいりたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今そういう説明だったのでちょっと言いにくいんですけども、駐車場についてでありますけれども、お客様の中で昼どきとなれば、車を駐車するスペースが全くなくなって、駐車できない車も相当あります。そのお客様が入らずに帰ることは売上げにも影響するのではないかと思います、そのために駐車場の拡張も視野に入れる必要があるように思いますけれども、検討事項に加える考えはありますでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 駐車場の拡張に関する御質問でございますけれども、現在の駐車場につきましては、議員御指摘のとおりですね、時間帯によっては混雑している時間帯もあるというふうに認識をしておりますが、常にその慢性的といいますか、恒常的に、不足している状況にはないと認識しておりますので、現時点では、駐車場の拡張は考えていないということで御理解をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 駐車場は今のところやる考えはないとありましたけれども、将来的にはその部分も考えてもらいたいと思います。

盛美園のほうでは令和5年国際クルーズ船の予約が既に入っておるということで、現地ツアーによる集客を見込めるということで、ロマン館にも多くの人に来るのが予想されますが、平川市のよさをアピールするためには絶好の機会だと思うのですが、外国人が興味をそそるような品物を用意するか、盛美園でも庭園のすばらしさを堪能して、その後にロマン館に接して利用客の散策コースとなっている見本庭園を見てもらうのも外国の人にとっては非常に興味を引くものになるに違いありませんので、きちんと整備をした上で、平川市の特徴を生かしたこだわりの庭園のまちというものを認識してもらえばいいと思うのですが、今の見本庭園の状況は、何年も手をかけた跡形もなく荒れ放題になっております。このままの状態では庭園のまちが泣いてしまうのではないのでしょうか。

見本庭園の管理運営体制はどのようになっているのか。そして賃貸料は発生しているのか。また、今後の維持管理はどのように考えているのか。そして整備していく計画はあるのでしょうか、お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議員御質問の見本庭園の管理体制と今後の維持管理について

であります。見本庭園は、植木と造園のまちのPRと、庭園造りを後世にも伝えていくこと、これを目的に、猿賀公園の修景施設として、尾上町造園協会が平成15年4月に庭園を整備したもので、整備後に協会と土地の使用貸借契約を締結し、現在まで協会が維持管理しております。

しかし、当時設置した業者の中には廃業されたところもあるなど、庭園の維持が困難となっていることから、令和5年度以降は、廃止したい旨の申出が協会よりありましたので、今後は庭園を撤去する方向で考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 庭園を撤去するということは、誠に残念なことでありますけれども、これも造園業の方も理解しているということになれば仕方がないと思っておりますけれども。先ほど言った猿賀公園と盛美園を一体化したイベント、そういうものをどのようにするのか、ちょっともう一度お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 猿賀公園と盛美園一体となったイベントということでございますけれども、こちら一番最初の市長の御答弁にもありましたが、近年、観光協会を中心にイベントが盛んに行われております。新たなにぎわいも生まれているものと認識しております。当市の観光資源も優秀な資源の1つでございますけれども、ただいま行っている産業振興に係る基礎調査の中で、当市の資源は点在しているようなイメージですけれども、やはり観光というのは、外部から来て、見て、食べて、買い物をして、お金を落としていただくということが、やっぱり観光には必要ということでございますので、こういった優秀な資源を生かしながら、どういうふうな、例えば尾上地域のみならずですね、平賀地域あるいは碓ヶ関地域、それらをうまくどのように周遊して、いかに外貨を落とすかということも含めて、来年度考えてございます構想の中で、そこは再度もんでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今の答弁分かりましたけれども、さっき私言いました庭園のところと、そこにある公園っていうんですかね、松のあるところなんですけれども、あんまり近年整備されていないというような形で私は見ているんですけれども、ここは何か、もうちょっと整備をしてお客様が安らぐ場所にしたいと思うんですけれども、そこら辺の整備関係のところはどういうふうになってるのかお聞きします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 見本庭園含め、向かい側のほうの現在の芝生広場近辺のお話かと思っておりますけれども、先ほど、私、見本庭園については撤去することでお話しさせていただきました。現在のところ撤去した後は、まずはこの芝生広場が向かいにございますので、一緒に芝生を張って、子供たちが遊ぶ場として整備し、復旧したいと思っておりましたが、その後の使い方、これについては、まだ先ほど経済部長が申し上げたとおり、全体的にどうしていくべきかという検討が必要かと思っておりますので、現在のところはまだ決まっております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 時間はありますので、そのところも整備して、また活用で

きるものにしてもらえばよいと思います。それでは次に行きます。

2 人口減少と跡取り問題について、(1)市の現状と課題についてお伺いします。人口減少の原因は様々あると思いますが、主な理由として晩婚化や未婚化、子育てによる金銭的負担の増加や、出産や育児に対する社会の環境が未整備、貧困層の増加、都市部への人口流出等様々な問題があります。人口が減少することにより、地域経済の衰退や労働力不足など大きな影響を及ぼします。平川市では人口減少対策として、子育て世代や移住者への支援対策、第2子以降の保育料の無料化、さらには市内に住宅を新築したりする移住者を対象とした補助金制度等を打ち出して、相当の効果があると同時に、他市町村よりも転入者は多いとはいえ、依然として厳しい状況にあることには変わりありません。

市の現状として、先日、人口が3万人を割込んだとの新聞報道もありましたが、人口の自然減や社会減といった課題に対し、さらなる対策として、今後どのように取り組んでいくのか、市としての見解をお知らせください。

(2)今後の取組について。跡取り問題の解消や後継者対策について、非常に厳しい現実に直面し、以前の一般質問でも婚活について質問させていただきましたが、結婚願望があったとしても、出会いの場がなければ結婚にもつながらないわけですから、その第一歩として、婚活事業をより一層推進していく必要があるのではないかと考えています。婚活について市では、弘前市で周辺7市町村とともに連携しながら行っているひろさき広域出愛サポートを運営しながらひろさき広域婚活支援事業実行委員会を組織し、結婚を希望する独身者に広く出会いの場を創出するイベントやセミナーを今年も何回か開催してと思っていますが、最近行った実績についてと、平川市から何名ほど参加したのかお知らせください。

また、市では様々なものに対して補助事業を行っていますが、平川市の基幹産業である農業の今後の振興については、農家自体が繁栄し、代々後継者がいるからこそ存続していくものと考えられます。

後継者問題に関しては、今言った農業に限ったことではありませんが、1つのものを専門に一日中携わっている人は、なかなか出会いの場に出る機会が少ないと聞くことがよくあります。そして様々な分野における課題として、有効な解決策を見いださなければと思いますが、跡取りするためにもよい伴侶を見つけ出さなければなりません。その一助として考えられる婚活事業について、今後、圏域事業に限らず、市独自で展開していく予定があるのかお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 人口減少と跡取り問題についての市の現状と課題についての御質問にお答えをいたします。議員御指摘のとおり、国に先立って実施していた第2子以降の保育料無料化事業や、医療費を助成する子ども医療費無料化事業など、子育てしやすさナンバーワンのまちを目指して積極的に取り組んできた子育て支援策は、令和3年には、子育て世代の転入者が転出者を上回るなど、一定の成果が現れているものと考えております。

しかしながら、出生数は減少傾向であり、今後もさらなる人口減少が見込まれる中、令和2年3月に策定した第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、平

川市の活力ある将来を創り上げるため、地域を担う人材の育成という新たな視点を取り入れました。その施策の1つとして、令和2年度から取り組んでいる平川市ユース議会では、若い世代が自分のまちに関心を持ち、自らが参画してまちづくりに携わることで、地域への愛着心の醸成と、平川市の将来を支える人材の育成が図られることを期待し、取り組んでおります。今後もこれまでの施策に加え、次世代の人材育成などにも重点的に取り組み、「住みたい・産みたい・育てたい」と思ってもらえるよう、第2期総合戦略の4つの基本目標に沿って、人口減少の克服に向けた対策を推進してまいります。

次に、婚活に関する今後の取組についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、ライフスタイルの変化に伴う未婚化や晩婚化の進展による少子化への影響は大きく、結婚への支援についても、第2期総合戦略の主要施策として位置づけております。現在、市で実施している婚活支援事業としましては、議員御指摘の弘前圏域定住自立圏における連携施策として実施している事業があります。

また、本年10月からはあおもり出会いサポートセンターの共同運営に参加し、新たに導入されたAIを活用したマッチングシステムの提供が開始されたところであります。

過去には、市独自の婚活支援事業として、世話役である支縁員を介してお見合いにつながるハグメグ応援事業や、地域の団体が行う婚活イベントに対して補助する婚活事業補助金も実施しておりましたが、成婚の実績はなく、特に女性の参加者が少ないという大きな課題がありました。これを踏まえ、市としましては、婚活支援事業の実施に当たっては、結婚を希望する男女に対し、より多くの出会いや交流の場を提供することが重要であると考えており、市独自の婚活支援事業の展開は予定しておりませんので、御理解をよろしくお願いいたします。

弘前圏域定住自立圏による婚活支援事業の実績については、総務部長から答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 私からは、まず、ひろさき広域出愛サポートセンターの実績であります。令和4年10月末時点での会員登録者は、男性が195名、女性が98名で、うち平川市の男性は14名、女性は13名となっております。また、成婚まで至った件数は、開始した平成26年10月からの累計で30件となっており、そのうち2件は平川市の方で、いずれも男性となっております。

次に、ひろさき広域婚活支援事業実行委員会についてであります。昨年度では、スポーツレクリエーションを通じた交流を行う婚活イベントのほか、コミュニケーションやファッション、メイクアップに関するセミナーを開催しております。参加者は男性が19名、女性が17名で、カップリング成立数は4組となっております。

**○議長（桑田公憲議員）** 石田隆芳議員。

**○4番（石田隆芳議員）** 平成26年の10月から累計で30件と。平川市から2件結婚に至ったということでもありますけれども、この出愛サポートセンターというのに、平川市では、令和4年から令和8年ぐらいにかけて、69万4,000円という事業費を支払っておりますけれども、4年間で347万円ということになりますけれども、これで1件でも結婚に至るといふのであればそう高いと思わないんですけれども、その事業費は平川市としては妥当な金額と思われておりますか。



○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 議員御指摘の69万4,000円、これはひろさき広域出愛サポートセンターに支払いしてる分ですけども、この内訳として、負担金で弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業ということで負担金が54万8,000円、それから弘前広域婚活支援事業実行委員会負担金が14万6,000円で予算計上してるんですけども、この金額が高いか安いかわかるのは、やはり1組でもですね、カップリング生まれるとすれば、これは高い安いというふうな金額じゃなくて、やむを得ない負担金なのかなというふうには感じております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 後継者不足というのは深刻な状況にあつて、先ほど質問した出会いの場を創出する結婚支援だけでは高い効果を見込めないと思っております。急速に進む人口減少というのは様々な産業に重くのしかかって、減少に歯止めをかける有効な手立てが見つからない中、後継者難や労働力不足から、将来的な事業の縮小や廃業に追い込まれることもあるかもしれません。

先日の新聞に、家も畑も消えてしまうと同時に後継者がいないという衝撃的な記事が掲載されておりました。記事では農家の後継者不足を少しでも解消しようと、町会が主体となった取組として、もし成婚に至った際は町会から10万円の報奨金を支払うという事業を実施したとありましたが、残念ながら今のところ成婚に至った実績はないことであつたと思っておりますけれども。

このような状況を踏まえれば、市において、例えば成婚に至った場合は10万円とかそういうものではなく、まとまった、100万円ぐらいの報奨金を出すとか、新婚生活を送る家をプレゼントするといったような思い切った結婚支援事業を展開して注目を集めるようなことをすべきと考えますけれども、市としての見解はどういうふうになっておりますのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 議員御提案の思い切った結婚支援事業ということでございますけれども、現在、市で実施している結婚支援に関する取組の1つとして、結婚新生活支援事業がございます。この事業は国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施している事業でありまして、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る家賃や引越費用などのコストに対して、最大30万円の補助金を交付し、新婚世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しているものです。国では来年度から、世帯所得の要件を400万円未満から500万円未満に緩和しまして、さらには補助金の上限も30万円から60万円に増額するなど、支援内容を充実させる予定であるため、今後も国の動向を注視してまいりたいというふうに考えます。

また、市単独で実施しているすこやか住宅支援事業補助金では、令和2年度から補助対象者に新婚世帯を加えて実施しております。

先ほど議員御提案のような事業を新たに取り組むことは、非常に難しい状況にありますが、市としましては、安心して結婚できる環境づくりのため、引き続き結婚支援に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今の答弁、多分結婚してからの話だと思うんですけども、私は一応結婚するまでの質問をさせていただいてるんですけども。市長も先ほど言いましたけど、ハグメグ応援事業というのもあって、多分現在はやられてないと思うんですけども。やはり昔は、それこそ近所のおばさんたちが、誰かしら世話してやるというのがありましたけども、今はそういうこともなかなかなくなったんですけども、そういう人たちを、若い人ではなく、そういうお年寄りが、今まで専門にやってきた人っていうのは、まだいるのではないかと思うので、そういう人を探してほしいと思うんですけども、市としてはそういう方向は考えていないのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 過去において、令和元年度まで事業を行っていたひらかわハグメグ応援事業なんですけれども、やはり今、議員御指摘のようにですね、世話役であるハグメグの支縁員の方がやはりなかなか見つからないと、なかなかできていないような状況でございますので、そこについてもやってもらえる方があれば、そういうふうな展開はできるんですけども、やはりなかなか今後もですね、支縁員の方がなかなか見つからないというふうな状況もございますので、過去に令和元年度まで行っていたハグメグ応援事業については、実施が困難な状況ということで、今後の事業展開についても現在のところは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） ハグメグ応援事業ですか、これもやはり、前は1人1万円とかだったと思うんですけども、やはりそういう、やってもらう方にもっと報酬を高くしてやれば、一生懸命やる人が出てくるのではないかと思うんですけども。私は、地元農家の後継者問題とかで、平川市の農業が元気で活力のある仕事として将来にわたって継続的に続けることが必要と思うことから、何かしら平川市らしい出会いの場の提供を要望してこの質問を終わらせていただきます。

○議長（桑田公憲議員） 4番、石田隆芳議員の一般質問は終了しました。

午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4席、1番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○1番（葛西勇人議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第4席、議席番号1番、新生会の葛西勇人でございます。

それでは通告に従いまして、一問一答方式にて質問をしてみたいと思います。

なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてまいりたいと思いますので、両面4ページの資料を配布させていただきました。御参照いただきたいと思います。

質問に入る前に、昨年末から今年3月末までの期間、本市では、本町と南田中の2つの町会において、高齢者世帯や体に障がいのある方の世帯などを対象に、冬期間も安心して暮らせるよう、試験的に間口除雪事業を実施いたしました。南田中では8世帯が申込みをさせていただき、その後の本市からのアンケートによると、ほぼ全ての世帯で満足をいただく結果となりました。このことから、当然に今年度はさらに町会、あるいは世帯を拡大してこの事業を実施していただけるものと大いに期待をしておりましたが、本市からは実施しないとの回答が町会長宛てにあったと伺い、とても落胆しております。

事実、実施をいただいた高齢者からは、私宛てに直接「継続をお願いできないか」「今年はどうしよう」との電話連絡をいただきました。確かに、この試験的事業の事前説明では、来年度以降の事業継続を確約するものではないと本市より説明を受け、念を押されたことは理解しております。

ただ、私としては、今年度は実施しないとの1かゼロの回答をするだけでなく、今回の試験的事業でこういった課題が発見され、それを解決するために、本市のみならず町会や住民が何をしなければならないのか、関係者が集まって意見交換するところまでが、この試験的事業の範囲であり、こういった作業まで行うことこそが、地域における身近な課題を住民の意思に基づき自主的に解決し、良好な地域社会の維持及び地域の発展に資するという市長の市政運営の思いと合致するのではないのでしょうか。

したがって、本市に対しては、この作業の実施もぜひとも御検討をさせていただきますようよろしくお願い申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。

それでは、1 危機管理について質問をいたします。資料1を御覧ください。まず、(1) 防災行政無線の停止について質問をいたします。今年10月4日の朝7時頃に北朝鮮より弾道ミサイル1発が発射され、青森県上空を通過したことは御存じのことと思います。その際に発動されるJアラート、全国瞬時警報システムのミサイル発射情報、避難の呼びかけが、当市民に伝達できず、全国ニュースとなりました。原因は、新本庁舎への防災行政無線設備移設工事のため、10月3日から8日までの6日間、防災行政無線が一時停止中であったためです。

市民の安心・安全を守ることは私たちの責務であり、その中においても危機管理については1丁目1番地の使命であると考えます。そう考えると、防災行政無線停止期間が6日間というのは長すぎると考えざるを得ません。私が調査をしたところでは、他の自治体での移設工事での停止期間は、おおむね1日から最長でも2日間とのことでした。

以上のことを踏まえて、質問をさせていただきます。ア 6日間運用停止の理由について。移設作業の手順の中で、1番時間を要した作業についてお知らせください。また、短縮できる手段がほかになかったのかお知らせください。

イ 市民への周知について。防災行政無線の移設に伴う一時停止の情報については、9月15日から本市広報紙や市ホームページなどに掲載していましたが、以前より移設工事計画が分かっていることを踏まえると、もっと以前から市民へ周知をしておくべきではなかったかと考えますが、本市の見解を伺います。

ウ バックアップ体制について。防災行政無線停止期間中における情報伝達のバックアップ体制として、緊急速報メールのほかに市ホームページへの掲載、車両巡回による広報を行い周知すると当市広報紙に掲載されていましたが、当市でこのような広報対応がなされたのかをお知らせください。

次に、(2) 地下避難所について質問をいたします。今も続いておりますロシア連邦によるウクライナ侵攻は、大いに非難するところではありますが、その報道による映像を見ると、軍事施設のみならず、インフラ施設や民間施設へのミサイル攻撃こそが現代戦争における主要戦術であり、それから市民の生命を守るには、まずもって地下避難所の存在はとても大きいと考えざるを得ません。翻って、今日の日本を見るに、北朝鮮からの弾道ミサイル発射が今年最多の数となっている現状において、当市においても弾道ミサイル着弾のリスクが大いに高まってきていると言わざるを得ず、地下避難所のニーズは当市においても高まっていると考えます。

我が国では、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、着弾による爆風などからの直接的な被害を軽減するため、Jアラートを通して、市民に対して建物の中、または地下への避難行動をするよう呼びかけがございます。

以上のことを踏まえて、質問をさせていただきます。ア 市内での地下に避難できる場所について、具体的な場所と箇所数についてお知らせください。

イ 地下避難所に関する当市の取組について。弾道ミサイルなどの攻撃からの市民の生命の安全と被害軽減を図るため、当市で公共の地下避難所を新設、あるいは増設するお考えがあるのか、お知らせください。

最後に、(3) 原子力災害について質問をいたします。青森県は、東通原子力発電所、六ヶ所村の使用済核燃料の再処理工場などの原子力施設が立地され、今後は、建設中の大間原子力発電所やむつ市の使用済核燃料の中間貯蔵施設などが稼働していく予定となっております。

原子力、火力、風力、水力及び太陽光やバイオなどの多種多様な電源がある青森県は、エネルギー生産拠点としての強みはある反面、原子力施設が多く立地されていることから、大規模な自然災害が発生した場合や、北朝鮮からの弾道ミサイル着弾の場合などによる原子力災害発生リスクが高まってきている状況にあり、当市も、地理的に多少離れているとはいえ、今から原子力災害が発生した場合のあらゆるケースを想定した対応策を真剣に議論し、検討していかなければならないと考えます。

以上のことを踏まえて、質問をさせていただきます。ア 災害時の当市の役割について、原子力災害については、過去の事例から鑑み、被害が長期間及び広範囲にわたることが想定され、当市においても多大な影響が及ぶ可能性があると考えます。例えば、東通原子力発電所などの施設において事故が発生し、放射性物質が放出されるケースにおいては、主に、風の影響などで当市に直接的な影響が出る場合や、例えば避難者の受入れなど間接的な影響が出る場合などが想定されますが、その場合の当市の役割についてお知らせください。

イ 当市の取組について。原子力災害が発生した場合における防護措置や緊急避難体制、あるいは広域避難、緊急被ばく医療への対応について当市の取組をお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 葛西勇人議員御質問の、危機管理についての質問にお答えいたします。まず、防災行政無線が6日間停止した理由でございますが、6日間の防災行政無線設備移設作業の中で1番時間を要した作業は、制御装置やバックアップ用電源装置などの機器間における配線作業となっております。旧庁舎と新本庁舎では無線室内の機器の配置が異なることから、機器間の配線の調整が必要となり、作業期間は計4日間を要したところであります。

次に、移設期間を短縮できる手段につきましては、事前に旧庁舎に設置されていた防災行政無線設備と同様の設備を新本庁舎に設置することも考えられましたが、二重投資となることから、断念したところであります。

次に、原子力災害についての御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、原子力災害につきましては、放射性物質の性質上、被害が長期間及び広範囲にわたることが想定されております。県内の原子力災害対策につきましては、青森県地域防災計画において、原子力災害対策の基本となる事項が定められております。

県地域防災計画では、原子力災害対策を講じなければならない市町村や避難の受入市町村について定められているところでありますが、現在の被害想定では、当市における役割は明記されておらず、放射性物質の放出による直接的な影響はないものとされております。

市では、県と大規模災害発生時における広域防災拠点施設の使用に係る協定を締結しているところでありますので、原子力災害の規模や状況によっては、県から広域防災拠点としてひらかわドリームアリーナなどの施設使用について要請がある可能性がございます。

次に、原子力災害における取組についてであります。現在の被害想定では、当市において直接的な影響がないとされていることから、市では防護措置や緊急避難体制、あるいは広域避難や被爆医療等につきまして、検討をしておりません。今後につきましては、上位計画である県地域防災計画の動向を踏まえ、必要がある場合には検討を行ってまいります。

このほかの御質問につきましては、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長、答弁願います。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、初めに防災無線の停止に係る市民への周知についてお答えいたします。

防災行政無線の停止期間を10月3日から8日までの6日間としていたことから、直近に発行される9月15日発行の広報紙や市ホームページにおいて周知したところでございます。防災行政無線の停止は、有事の際、市民の避難行動に直接影響が及ぶ可能性があることから、認識が風化しないよう直前での周知を判断したところであります。

次に、ミサイル発射後の市の広報対応についてお答えいたします。北朝鮮から弾道ミサイルが発射されたことは、緊急速報メールで発信されていたところですが、市ホームページへの掲載や広報車両による巡回については行っておりませんでした。

次に、地下避難所についての御質問にお答えいたします。弾道ミサイル等が発射された場合、Jアラートによる緊急放送では、建物の中、または地下に避難するよう呼びか

けがあるところですが、現在、市内で地下に避難できる場所はございません。しかしながら、地下を有する公共施設もございますので、避難場所として使用できるかどうかの可否について、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、地下避難所に関する当市の取組についての御質問であります。議員御指摘のとおり、弾道ミサイルによる攻撃から被害軽減を図るために、地下へ避難することは効果的であると認識しております。

ミサイルによる攻撃は発射から10分も経たずに到達する可能性があり、速やかに避難できるための地下避難所の整備には、設置場所の選定や設置数、規模、構造等を検討することに加えて、多額の費用を要することが想定されております。

このことから、地下避難所の新設につきましては、市では現在検討を行っております。国では国民保護のために何ができるのか検討していくという動きがございますので、国の動向も注視してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** まず（1）アについては、事前に総務課より平川市防災行政無線設備移設業務における行程表を提示いただき、確認をさせていただきました。停止前に新本庁舎に各種ケーブル敷設などが完了しておりましたので、停止後の移設時に人工をかけて各工程の業務を同時に進行していけば、運用停止期間は2日間以内で済んだと私は思っています。これについては、工事業者より詳細の説明などがあるとか、あるいはこちらから工事業者に対し停止期間短縮の強い要請をしなければ、職員の方が気づくことは難しいと考えます。

今後も設備更新や移設、及び修理などによる運用停止があることなども踏まえ、今回の教訓から、私は当市に2つのことをお願いしたいと思えます。

1つ目は、防災行政無線は瞬時に広範囲の市民に対して危険と避難行動を取ることを知らせる重要な伝達手段であることに鑑み、様々な事情で運用停止することがあっても、最大2日間以内には運用開始することを原則とするように取り決めることを提言します。

また、2つ目として、工事業者の説明をうのみにせず、青森県や防災行政無線を導入している他の自治体などへ調査確認、あるいは相談することもお願いしたいと思えますので、御検討いただきますようお願い申し上げます。

イについては、防災行政無線の運用停止など、危機管理に直結する重要な情報は十分な周知期間を設定すること、そのみならず防災行政無線や庁内放送を活用するなどして市民に確実に情報が伝達されるように対応をお願いしたいと思えます。

続きまして、ウについて再質問をさせていただきます。ミサイル発射後に、市ホームページへの掲載、及び車両巡回による広報を行わなかった理由についてお知らせください。また、運用停止期間中に再度ミサイルが発射された場合を想定して、当市から自主防災組織に対して庁内放送を使用して注意喚起するよう協力依頼をされたと伺っておりますが、その理由についてお知らせください。

さらに、防災行政無線停止によるJアラート情報が市民に周知されなかったことについて、青森県防災危機管理課から当市に対して助言などがあったのか、助言があったのであればその内容についてもお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 市ホームページ掲載、車両巡回による広報を行わなかった理由についてお答えいたします。まず、当時の状況といたしまして10月4日7時27分にミサイル発射情報を受け、7時29分、2分後に対象地域に青森県が追加され、その後、7時42分に太平洋へ通過した旨の情報を受けたところであります。通過情報までの13分間において、市ホームページへの掲載や車両巡回を行うには時間的余裕がなかったこと、担当職員が登庁した際にはテレビ放送によりミサイルの通過が大きく報道された後であったことから実施できなかった状況でありましたので、何とぞ御理解くださるようお願いしたいと思います。

次に、各町会に対し町内放送を依頼した理由についてお答えいたします。市では、防災行政無線の移設に伴い一時停止することについて、各自主防災組織へ通知しておりました。その中で、緊急時には各町会内において避難の呼びかけを依頼する場合もある旨を通知文に記載していたことから、各町会へ依頼したものであります。

3点目です。県防災危機管理課からの助言の有無についてお答えいたします。県防災危機管理課へは、事前に防災行政無線が一時停止する旨を通知しておりましたので、今回の件について、特段の指導等はございませんでした。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 今回のケースでは町内放送もなかったもので、恐らく本市から自主防災組織への放送依頼はなかったというふうには思っておりますが、事前に自主防災組織の責任者に、緊急時に町会放送を依頼することを通知し、その期間中に待機をするなどの負担をかけるのであれば、やはり防災行政無線の停止期間は短期間にすべきだと私は考えますので、先ほどアでお願いしたことをぜひとも御検討いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

次に（2）アについては、当市内で地下に避難できる場所がないのであれば、ミサイル着弾による被害を最小限に抑えるべく、本市に対してはミサイル発射における市民への避難行動の周知徹底と指導をお願いしたいと思います。

ちなみに、青森県防災危機管理課のホームページによると、着弾ミサイルの発射情報が伝達されるなど、ミサイル落下の可能性がある場合、直ちに取りべき行動は次のとおりとなります。屋外にいる場合は、近くの建物、できればコンクリート造りなど頑丈な建物の中、または地下、地下街や地下駅舎などの地下施設に避難すること、また、近くに適当な建物などがいない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ること、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること、また、行政からの指示に従って落ち着いて行動することとなっております。この避難行動をしている市民、いざというときに行動できる市民は、私はほとんどいないと思っています。これについては、青森県も市町村と協議して今後住民避難訓練を進めていく方針とのことでしたので、本市においてもぜひその推進をお願い申し上げます。

イについて再質問をさせていただきます。地下避難所の設備について、国や県からの通知の有無、また、整備費用に関わる補助などがあるのか。もしあったらお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 現時点で、国や県から地下避難所の整備に係る通知はありま

せんで、さらに、整備費用に係る補助もないものと認識しております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 次に（3）原子力災害対応については、当市地域防災計画の中に、複合災害対策として掲載されております。その中の概要としては、発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする、県、市、防災関係機関などが連携して災害対策を行うこと、そしてマニュアルなどの整備に努め、図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアルなどを見直すこととありましたので、当市にはぜひともこの対応策などを真剣に議論し、検討を進めていくことをお願いしたいと思います。

最後に、10月17日に行政視察をいたしました新潟県小千谷市では、中越大震災の教訓として、大災害に備えて、事前対策の徹底、普段からのつながりの強化、防災を意識した日常生活を送ることが大事であり、危機管理の要諦として常に最大の被害を想定することで、想定外をなくしていくことが重要であるということをお聞きいただきました。当市の危機管理の意識、行動もぜひこれに倣って、毎年防災計画を考え、実施してほしいと思います。また、小千谷市からは、大震災時の教訓として、心のケア対策、市民のみならず職員に対しても大事であるということも教えていただきました。当市では今年8月に発生した大雨被害の復旧復興対応で、当市の建設部の職員を中心に残業時間が激増していると伺っております。当市に対してはぜひとも職員の業務負担軽減策の検討と、職員の心のケア対策もしっかりと実施していただくこともお願いしたいと思います。

それでは、次に2 新地方公会計の推進について質問をいたします。当市が20年先、30年先までも持続的に行財政運営を実現していく上でのリスクとして、私は次の5つを想定しております。すなわち、1 人口減少による地方税などの収入の大幅な減少リスク、2 高齢化による社会保障給付費の増大リスク、3 日本海東縁部や千島海溝沿いで発生が懸念される大規模地震や、線状降水帯に代表される新たな気象状況、局地化・集中化・激甚化による風水害などの自然災害リスク、4 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による経済リスク、そして、5 高度成長期に建設された公共施設やインフラ施設などがこれから大量に更新時期を迎えることによる財政リスクが考えられます。

それにより、当市の財政状況は、今は厳しい状況ではなくても、今後気を緩めると悪化していく可能性が高い状況にあると私は考えます。

皆さんも御存じかと思いますが、平成18年に北海道夕張市が財政破綻を宣言するに至りました。その理由としては、炭鉱閉山などで人口が減少したことによる地方税などの極端な収入減少と、その炭鉱産業に代わる地域振興のために、観光施設整備などへ多額の投資をしたことが挙げられております。

しかし、私が考える1番の理由は、不適切な会計処理を見抜くことができなかったことにあると考えています。すなわち、現行の予算・決算制度である現金主義会計の限界が、この事例から露呈することになったわけであり、余談ではありますが、夕張市では財政破綻以降、財政状況をチェックできなかった議会にも厳しい目が向けられ、破綻後は市民の議会への傍聴者が増えたと伺いました。議員として、この教訓を肝に銘じなければなりません。

以上のことから、5つのリスクに備えて、これまで以上に当市の財政基盤を強化し、



また行財政のマネジメントの向上を図っていくために、本市としてもストック情報、フロー情報を総体的、一覽的に把握できる発生主義会計である地方公会計をもっと重要視していくべきだと考えます。また、本市議会においても、その指標を分析して論点整理をしながら、その活用の議論を進めて実践していくことで、本市の行財政運営の健全化を図っていくことが大事であると私は考えます。

以上のことを踏まえて、質問をさせていただきます。まず、(1)財務書類、すなわち貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の公表時期について質問をいたします。現在、多くの地方自治体の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正、確実な執行を図る観点から、現金主義による単式簿記会計で運用されております。

これに対し、財務情報の説明責任の履行や、財政の効率化・適正化を目的として、総務省からの指示で、平成27年度決算から、発生主義による複式簿記の仕分け方法で財務書類を作成することとなっております。これにより、資産や負債のストック情報や、減価償却費などの見えにくいコストを総体的に把握し、現金主義会計を補完するものとなっております。

本市では、現在、令和元年度と令和2年度の財務書類が作成され、市ホームページで公表されておりますが、令和3年度の財務書類の公表はいつになるのかお知らせください。また、令和3年度決算はさきの9月定例議会で審査されたところではありますが、今後は財務書類も決算審査と同時期に公表することはできないのか、本市の見解を伺います。

次に、(2)活用について質問をいたします。財務書類の活用方法として、まず、財務書類に掲載されている指標について、どのように分析をされているのかお知らせください。また、財務書類を作成する段階で、固定資産台帳も整備していると思いますが、これを本市の公共施設等総合管理計画や公共施設個別管理計画などと連携させ、公共施設の適正管理に結びつけているか、お知らせください。

さらに、予算編成への活用や施設の統廃合の検討、受益者負担の適正化や行政評価との連携に役立てるため、事業別・施設別の財務書類を作成するセグメント分析の手法がありますが、本市ではこれを行っているのか、お知らせください。

最後に、(3)新地方公会計から見る本市の課題とその取組について質問をいたします。資料3及び資料4を御覧ください。財務書類の指標の分析により、本市の総体的な資産状況や行政コストなどが分析できると思いますが、それによって見える本市の課題やその対応方針について、本市の考え方をお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 葛西勇人議員御質問の新地方公会計の推進について、私からは、新地方公会計策定に至る経過についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現行の地方公会計における財務書類は、平成27年1月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、財務書類の作成に関する統一的な基準として国から示されました。本市においても、平成27年度決算からの財務状況を、この基準に沿った財務書類を作成し、公表してきたところであります。

新地方公会計は、従来の現金主義と単式簿記のみの会計管理では分かりづらかった資

産や負債に関するストック情報や、現金支出を伴わない減価償却費、引当金などの行政コストを把握することにより、類似団体との比較がしやすくなったことで、当初予算編成や財政運営計画策定の際に政策的な事業規模の参考として活用しているところであります。

このほかの御質問については、財政部長より答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 財政部長。

**○財政部長（西谷 司）** 私からは、まず、財務書類の公表時期についてお答えいたします。国から示された公表時期につきましては、できるだけ決算年度の翌年度末までに公表することとされております。このことから、当市におきましても、令和3年度決算分については、令和4年度末までに公表できるよう作業を進めております。

また、決算議会である9月議会と同時期に公表できないのかという質問でございますが、財務書類の作成に当たっては、前年度固定資産の増減分の整理や全ての減価償却計算のほか、関係する一部事務組合等と連結した財務書類を調製するなど、作業が膨大となるため、9月議会までに作成することは困難でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、活用についての御質問のうち、財務書類の指標をどのように分析しているかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、財務書類は貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの表から成ります。これらの分析は、国で示す方法に沿って行い、その分析結果は、総務省のホームページで公表されております。まさに今回、葛西勇人議員に作成していただきました資料3の内容を、過去5年分の数値と比較できるよう作成しております。

次に、当市施設の固定資産台帳を公共施設個別管理計画などと連携させ、公共施設の適正管理に結びつけているかについてお答えいたします。現状、当市施設の固定資産台帳は、財務書類に必要な減価償却費の根拠資料として活用するためデータにより整備したものであります。また、公共施設個別管理計画に掲載している全ての施設のほか、道路、橋梁などの客体についても固定資産台帳に載せております。しかしながら、固定資産台帳と公共施設個別管理計画は、それぞれ活用する目的が違うことから公共施設の適正管理に連携するには至っていない状況でございます。

次に、事業別、施設別のセグメント分析を行っているかについてお答えいたします。現状、財務書類は決算書の節ごとの合計額を基に作成しており、事業別、施設別に決算額を積み上げて作成しているものではないことから、セグメント分析は困難と思われま

す。各事務事業の評価や、施設ごとの管理運営等については、これらの財務書類は直接活用しておらず、先ほど市長が申し上げたとおり、当初予算編成や財政運営計画での事業規模の参考として活用しているのが実状でございます。

次に、新地方公会計から見る当市の課題とその取組について、葛西勇人議員が作成しました資料3、令和2年度決算による指標の分析に沿って、主なものをお答えいたします。

まず、資料3のうち、資産の状況が記載されてございます。この資産の状況の中で、

住民1人当たりの資産額という欄がございますが、まず、令和2年度においては、当市の住民1人当たりが203万円とされており、これを類似団体平均と比較いたしますと平均以下であることで、過大な資産を保有していないことが分かります。

今年度策定いたしました、当市財政運営計画における普通建設事業費の将来的な影響額を試算してみました。この資産の積上げには、減価償却の処理を施さなければいけないんですけども、ちょっとその中身、分析できませんので、その減価償却費は反映しておりませんが、令和3年度から令和8年度決算見込合計で約235億円の普通建設事業費を計上しており、それらの資産が増加することから、住民1人当たりの資産額が、プラス76万円の279万円となることが予想されます。この279万円は、類似団体平均以下に収まっていることから、当市財政運営計画での事業計画は過大でないことが分かります。

次に、負債の状況のうち、住民1人当たりの負債額であります。財政運営計画による負債残高のピークが令和6年度末に約215億円と見込んでおり、当市の住民1人当たり負債額が、令和2年度決算額の59万円から、70万円となることが予想されます。

この70万円は、類似団体平均と同額となっていることから、公債費負担の適正化を進めるために、後年度の交付税算入が見込める有利な起債発行により、実質的な将来負担の抑制に努めるべきと考えます。

最後に、当市の住民1人当たりの行政コストであります。57万円で、類似団体平均に収まっています。この数字は、県内10市平均と同程度となっています。

例えば、一般財源で1億円の当市単独事業を実施した場合の影響額は、その事業費を当市の人口で割り返した数値となり、住民1人当たりの行政コストが約3,000円増加することとなります。

そのため、事務事業のスクラップアンドビルドの徹底と施設維持管理費の節減によりコスト意識の醸成を図ることが大事であると考えます。私からは以上です。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** ありがとうございます。まさか新庁舎ができてからの資産額までいただけないと思いませんでした。今そうであっても、ある程度収まってきているということは、私はいいいことなのかなというふうに思いますし、将来的にちょっと行政コストをどうしていくかというところは、私もちょっとこれから見ていかなきゃいけないところかなと。先ほど総務部長も話しさしていただきましたけど、例えばその職員数がまだ増えてるとか、そういったところもまた1つ見えてきているのかなというふうに思います。

そこでですね、ちょっとまず再質問させていただきます。まず1についてですが、総務省より要請されている統一基準による財務書類の作成には、公共施設マネジメントなどへの活用を想定し、固定資産台帳の整備が不可欠であることから、当市におけるその進捗状況をお知らせいただきたいと思えます。

併せて、固定資産台帳をホームページで公表している自治体も数多くありますが、当市では公表する考えがあるのか。また、ある場合はいつまで公表を考えているのかお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 財政部長。

**○財政部長（西谷 司）** 県内市町村における固定資産台帳の公表状況でございますが、22団体がホームページで公表しております。

当市では、この資産台帳は、各年度における財務書類の減価償却費を計算するため、各年度時点での所有資産のデータを更新しながら作成してきたところであります。現状では、あくまでも資産総体を把握するだけに留まっておりますが、総務省が作成した実務的なマニュアルである今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書でその取扱方針を示していることから、その公表のタイミングとしては、令和3年度分の財務書類の公表と同時に行いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） それでは次に、(2)について再質問させていただきます。財務書類における資産の状況を分析する指標として、有形固定資産の行政目的別割合がございます。

これを算出することにより、当市の行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。また、これを経年比較することで、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握することができるのと同時に、類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性を検討するのに役立てることもできます。この指標については、財務書類のほかに、総務省から作成を求められている附属明細書に記載されることになっているとのことでした。

当市で、この指標の情報提供はいつになるのか、あるいは附属明細書の作成、公表はいつになるのか、お知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） まず、令和3年度決算による有形固定資産の行政目的別割合の把握や、その附属明細書については、総務省の経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣制度を活用し作成中であります。

しかしながら、国のアドバイザーからは、この分析結果を活用するためには、過去の固定資産データを事業用資産やインフラ資産の個別整理をする必要があるとの御指摘もあり、この対応にも相当時間を要することと思っております。

とにかく、できるだけ早く公表できるよう取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 次に、財務書類の活用方法として、アカウントビリティ、すなわち行政外部での活用も想定されています。例えば、住民への公表や地方議会での活用、地方債IR、すなわち財務状況など投資の判断に必要な情報を提供していくことへの活用及びPPP、PFI、すなわち民間の資金、経営能力及び技術能力を活用することの提案募集なども想定されております。既に実践している地方自治体も数多くあります。

これについては、中・長期的視点で検討が必要であると考えますが、現在、当市として検討されているのか。検討しているのであれば具体的なスケジュールなどがございましたらお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） 財務書類の行政外部での活用についてであります。地域住民や市議会議員向けとしては、当市は財政運営計画書により財政状況をお知らせしてい

るものでありますので、御理解ください。

また、当市では、地方債 I R や、P P P、P F I の導入は現在予定しておらず、それに対する財務書類の活用も想定してございません。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** この辺は中・長期的な視点でということもあると思いますので、できれば引き続き検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは次に（3）について。再質問させていただく前に、令和2年度の当市の財務指標を簡単に紹介させていただきます。一般会計等貸借対照表によると、令和2年度の当市の総資産、すなわち行政サービスを提供するための庁舎、公共施設などの固定資産や、将来、行政サービスに使用する現金などの総資産は、約623億円。そのうち返済する必要のある負債が約180億円、全体の約29%。その残り約443億円、全体の約71%が当市の純資産となります。総資産約623億円の中で、学校、庁舎、公営住宅などの固定資産を事業用資産と言いますが、約352億円、全体の約53%あります。また、道路、上下水道などの固定資産をインフラ資産と言いますが、約59億円、約10%あります。さらに、現金預金や財政調整基金など流動資産が約59億円、約10%ということであります。

純資産約433億円の中で、純行政コスト、すなわち資産形成に結びつかない、行政活動に関わる人件費、物件費などの経費や、使用料、手数料などの収益が、約175億円あります。この変動を見るのが行政コスト計算書ということになります。

これらの指標の分析結果が、資料3、資料4ということになります。詳細は御覧をいただきたいと思いますが、ここから私が判断すると、当市は適切かつ持続可能な財政運営ができていると考えます。

課題をあえて挙げれば、社会資本の整備が十分でなく、その形成にかかわる将来世代の負担が高いことや、行政サービスに関わる受益者負担が少ないことが挙げられます。

そこで、再質問ですが、資料3の指標分析の中で、住民1人当たりの資産額が、類似団体平均額を大きく下回っているのは、令和2年度の段階ですけれども、インフラ資産が当市だけ極端に少ないことにあります。その理由としては、道路などの敷地のうち、取得価額が不明であるため、備忘価額1円、すなわち残存価格なしで評価しているものが大半を占めているためとのことでありました。

このインフラ資産のところは、ほかの県内の10市見てもですね、平川市だけ極端に少ない状況になっています。この備忘価格1円ということですが、これについては、昭和59年度以前に取得した敷地及び無償で移管を受けた敷地を、備忘価格1円で評価することになっているということですが、当市の場合、そのどちらが多いのか。その原因を、分かる範囲で結構ですのでお知らせいただければと思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 財政部長。

**○財政部長（西谷 司）** 道路などの敷地のうち、備忘価額が1円となっている資産が多い原因についてお答えいたします。

総務省で公表している当市の財務書類に関する情報の中で、議員御指摘の記述がされた部分がございますが、当市で様式を作成する際に、分析結果の一例を国の記載例から引用した表記をしたことから、疑問に思われたものと思います。

資産額が少ない原因は、ただいま議員がおっしゃったように、固定資産台帳の内容に

もあるわけですが、その固定資産台帳の道路事業分を再確認した上で、次回の公表の際に修正したいと考えております。

なお、道路事業費の取扱いとして、正確には、道路の工事費のみが減価償却されており、道路敷地の土地分は減価償却されていないというのも、ただいま御指摘いただいたとおりでございます。

また、道路については耐用年数を50年としており、それを経過したものは、備忘価額が1円として整理されている状況でございます。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** ありがとうございます。よく分かりました。

それではですね、次に、令和2年度の分析では、私の資料3、資料4のほうにありますけれども、行政サービスに係る受益者負担の割合が、類似団体平均値より低い結果となっております。これは総務省から出ている資料を見ても、過去5年間、ずっと受益者負担というのが非常に安いという形になっています。これをさらに検証していく上で、先ほどから難しいとは言っていましたけど、事業別・施設別の受益者負担の割合、やっぱり個別に算出することによって、各事業・施設の受益者負担の状況を分析して、公共施設などの使用料の見直しなども検討していく必要があると考えます。

すなわちですね、きちんとかいいう財務分析をしながら、適正な受益者負担を算出していくということも大事ではないかと。もちろん計算式間違っているとか言ってるわけじゃないんですけども、そういう客観的なデータも踏まえてつくっていかなければいけないのではないかなと思います。

また、今後、当市においても公共施設の新設、あるいは統廃合などが予想されますので、事業別・施設別の行政コスト計算書を作成することも大事になると考えます。これはですね、例えば施設を壊すとか、新しく造るとか、そういったときに住民の反対、賛成、いろんな政治的なことも考えられるんですが、やはりこういう財政的な、客観的なデータもお示しして、住民に納得してもらうということは、私は大事ではないのかというふうに思いますが、これらのことについて、当市でお考えがあるのか。また、あるとすれば具体的なスケジュールなどがございましたらお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 財政部長。

**○財政部長（西谷 司）** それでは事業別・施設別の行政コスト計算書の作成についてお答えいたします。

行政コスト計算書は、今現在、担当職員が決算書のエクセルデータを基に手作業により作成しております。これを事業別、施設別などのセグメント分析をするには、支出伝票ごと、あるいは請求書1枚ごとにセグメント情報を整理する必要があります。そのため、現行の財務会計システムの改修や、また、全職員に対しまして、伝票起票の入力をお願いすることとなり、多大な経費と労力が予想されることから、今のところ、行政コスト計算書のセグメント分析は難しいものと考えます。

なお、個別の施設利用料の見直しや、施設の統廃合などの検討の際には、その都度、イニシャルコストのほか、ランニングコストを含めた収支分析を行い、それぞれの対処方法を決定していますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** まさに財政部長がお話ししたとおり、先進自治体、1番なのは東京都ですけども、やはりシステムをある程度完備して、その都度その都度コンピューターに入力して、常に毎日その指標が見えていくような形でやられております。今、平川市がですね、先ほど言ったように、まだ参考データレベルでしか使えてないので、なかなか難しいというのは理解いたしておりますが、やはり将来的にこのようなシステムまでつくってですね、常に新しい財務情報が見えていくような、そういった仕組みをやはり作っていくべきではないかと私は考えます。

あと4分残すのは非常に私としては本意でないんですけども、最後に一言だけ。今回ですね、私この地方公会計に当たって、財務書類も読ませていただきました。また、それに合わせてですね、平川市の公共施設等総合管理計画及び個別管理計画も読ませていただきました。今後8年間はですね、財政的にはそれほど負担は来ないのかなど。公共施設の解体とかですね。ということで、当市の財政マネジメントはしっかりできているなということを率直に、素直に感じました。

とはいえですね。先ほども述べましたように、財政リスクがやっぱり高まっていく可能性もありますので、私自身も会計知識の自己研さんを重ねながらですね、引き続き当市の財政チェックをしてまいりたいと思いますので、またいろいろと教えていただきたいというふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。

**○議長（桑田公憲議員）** 1番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日、8日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後3時03分 散会

# 1 危機管理について

## 資料 1

令和4年12月7日 一般質問資料 葛西勇人作成

### (1) 防災行政無線の運用停止について

新本庁舎への防災行政無線設備移設工事のため、以下の期間  
防災行政無線が一時停止となる。

- 放送停止期間 10月3日(月)～8日(土) 6日間
- 停止地域 平川市全域
- 配信停止内容
  - ・災害時の緊急放送
  - ・定時チャイム・Jアラート等
  - ・平川市防災情報メール

### ア 6日間運用停止の理由について

【旧庁舎から新庁舎への想定移設手順】

- (旧庁舎)
  - ①システム停止 → ②機器の運搬
- (新本庁舎)
  - ③機器の設置 → ④システム立上げ・稼働確認
  - ⑤他システムとの連動確認 →⑥無線基地局移動届
  - ⑦電波測定・最終確認 → ⑧システム本稼働

### Q：期間を短縮できる手段は他になかったのか？

#### イ 市民への周知について

- ・ 9月15日発行「広報ひらかわ」
- ・ // から市ホームページ掲載
- ・ // SNS掲載 など

### Q：市民への周知期間が短すぎなかったか？

#### ウ バックアップ体制について

- ①緊急速報メール
- ②市ホームページ、消防団・広報車両巡回による広報

Q：・10/4の北朝鮮ミサイル発射後、②を実施しなかった理由  
・各町会に、停止期間の緊急時に町内放送を指示した理由  
・青森県防災危機管理課からの助言有無及びその内容

### (2) 地下避難所について

今年、北朝鮮からのミサイル発射が頻発し、10月4日も  
同国からの弾道ミサイルが青森県上空を通過した際に、  
Jアラート(全国瞬時警報システム)が発動され、テレビ、  
スマートフォンなどに、以下の呼びかけがなされました。

- ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが  
発射されたものとみられます。建物の中、又は**地下に**  
避難して下さい。

■参照 内閣官房「国民保護ポータルサイト」

#### ア 市内での地下に避難できる場所について

内閣官房「国民保護ポータルサイト」によると、「地下」  
とは、「地下街や地下駅舎などの地下施設」を指します。

Q：市内で「地下」に避難できる場所は、具体的にどこか？  
あるいは何カ所あるのか？

#### イ 地下避難所に関する当市の取組について

Q：・公共の地下避難所の新設or増設を考えているか？  
・地下避難所について、国や県と話し合っているか？

### (3) 原子力災害について

例えば、東通原子力発電所における原子力事故発生ケース

#### ア 災害時の当市の役割について

- ①放射性物質放出により、当市へ直接の影響がある場合
- ②他市町村の被爆者の受入、避難所開設する場合

#### イ 当市の取組について

- ①防護措置、緊急避難体制など
- ②広域避難、緊急被ばく医療への対応など

Q：当市の原子力災害への役割と取組をお知らせ下さい



## 2 新地方公会計の推進について

### 資料 2

令和4年12月7日 一般質問資料 葛西勇人作成

#### (1) 新地方公会計 (= 発生主義会計) の意義

##### ア 目的

- ① 説明責任の履行  
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化  
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価に有効に活用

##### イ 具体的内容 (財務書類の整備)

#### 現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、**現金主義会計を採用**

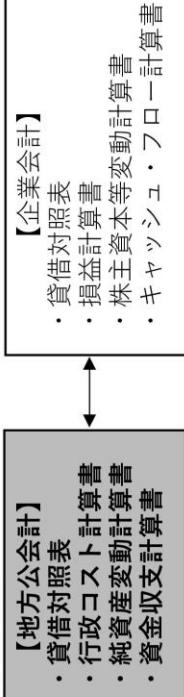
※ 財政健全化法に基づき早期健全化スキームも整備

#### 補完

#### 発生主義会計

- ◎ 発生主義により、**ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握**することにより、**現金主義会計を補完**

<財務書類>



#### ウ 財務書類整備の効果

- ① 資産・負債 (ストック) の**総体的・一覽的把握**  
資産形成に関する情報 (資産・負債のストック情報) の明示
- ② 発生主義による**正確な行政コストの把握**  
見えにくいコスト (減価償却費、退職手当引当金など各種引当金) の明示
- ③ **公共施設マネジメント等への活用**  
固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

#### (2) 新地方公会計の活用

- ア **財務指標の設定** → 財務書類に係る各種指標を設定 (有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等)
- イ **適切な資産管理** → ①将来の施設更新必要額の推定、②未収債権の徴収体制の強化
- ウ **セグメント分析** → ①予算編成への活用、②施設の統廃合、③受益者負担の適正化、④行政評価との連携
- エ **情報開示** → ①住民への公表や地方議会での活用、②地方債 I R への活用、③ PPP / PFI の提案募集

■ 参照 総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル (令和元年8月改訂)」参照

## 2 新地方公会計の推進について

### 資料3

令和4年12月7日 一般質問資料 葛西勇人作成

(3) 指標の分析 (一般会計等財務書類 (令和2年度) を参照)		平川市	類似団体 平均値	分析結果
分析の 視点	主な指標	計算式		
資産の 状況	【住民等のニース】 将来世帯に残る資産はどのくらいあるのか			
	住民1人当たりの資産額	資産合計額 ÷ 住民基本台帳人口(*)	31.2万円	【平均値以下】 適正な規模の資産状況と考えられる。 今後は個々の性質別・行政目的別に検証することも必要。
	有形固定資産の行政目的別割合	—	—	
	歳入額対資産比率	資産合計額 ÷ 歳入額	3.71%	【平均値以下】 財政面で過大な負担にならないような社会資本整備を進めてきたと考えられる。
資産と 負債の 比率	有形固定資産減価償却率	減価償却累計額 ÷ 償却資産取得価額 × 100 (土地等の非償却資産除く)	58.7%	【平均値以下】 資産の老朽化が平均より進んでいない。耐用年数超えて使用している場合、更新時期・費用に留意する。
	【住民等のニース】 将来世代と現世代の負担割合は適切なのか			
	純資産比率	純資産合計額 ÷ 資産合計額 × 100	77.6%	【平均値以下】 将来世帯の負担率が高いと考えられる。
	社会資本等形成の世代間負担 比率 (将来世代負担比率)	地方債残高 ÷ 有形・無形固定資産 × 100 (地方債から臨時財政 対策債等を除かない場合)	15.1%	【平均値以上】 社会資本等 (有形・無形固定資産) 形成に係る将来世代の負担が高いと考えられる。
負債の 状況	【住民等のニース】 財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるのか)			
	住民1人当たりの負債額	負債合計額 ÷ 住民基本台帳人口(*)	70万円	【平均値以下】 適正である。今後、公共施設の新設・更新費用を考える場合、市民の負担・負債が高くなることに留意する。
	基礎的財政収支 (プライマリー・バランス)	業務活動収支 + 投資活動収支	△80億円	【黒字】 借入に頼らない自治体運営ができています。 ⇒ 持続可能な財政運営ができています。
	地方債の債務償還可能年数	(地方債合計 - 充当可能基金残高) ÷ 業務活動収支 (臨時収支を除く)	1.2年	【短い】 地方債の債務償還能力が高い。 ※平成元年8月より【参考指標】となる。
行政 コスト の状況	【住民等のニース】 行政サービスが効率的に提供されているのか			
	住民1人当たりの行政コスト	純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口(*)	57万円	【平均値以下】 行政活動が効率的にできている。 今後は個々の性質別・行政目的別に検証することも必要。
資産形 成する 余裕度	【住民等のニース】 新たな資産を持つ財源的余裕があるのか (自治体が行政コストを本年度の財源 (税収等や国県等補助金等) でまかないきれいているか)			
	行政コスト対財源比率	純行政コスト ÷ 財源 × 100	92.1%	【100%以下】 財源的余裕あり。 ⇒ 翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されている。
受益者 負担の 状況	【住民等のニース】 歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているのか)			
	受益者負担の割合	経常収益 ÷ 経常費用 × 100	2.1%	【平均値以下】 行政サービスに係る受益者負担が少ない。

### ■分析結果

(評価点) 全般的な指標から判断し、当市は適切かつ持続可能な財政運営ができていると考えます。  
(課題点) 社会資本等形成に係る将来世代の負担が高いことや、行政サービスに係る受益者負担が少ないことが課題と考えます。

■参照 総務省の「令和2年度 統一的な基準による財務書類に関する情報」参照

## 2 新地方公会計の推進について

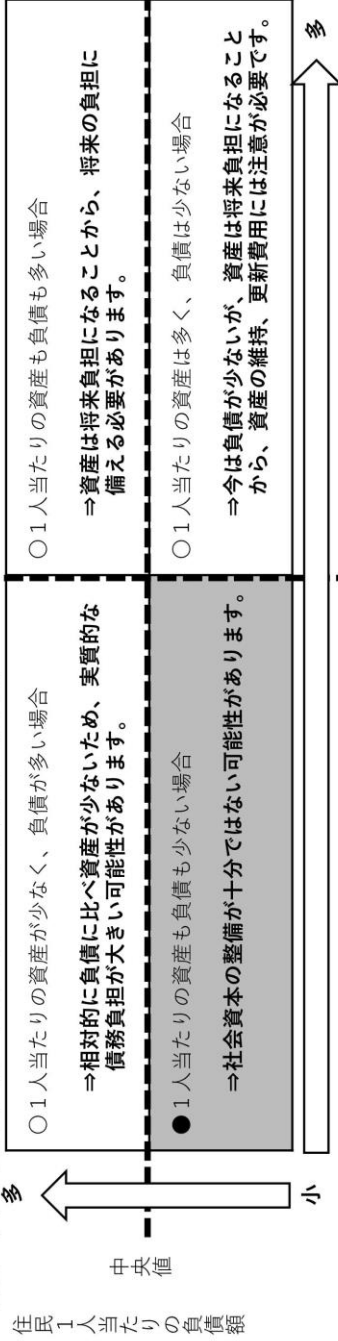
### 資料 4

令和4年12月7日 一般質問資料 葛西勇人作成

平川市該当箇所  
(類似団体平均値と比較)

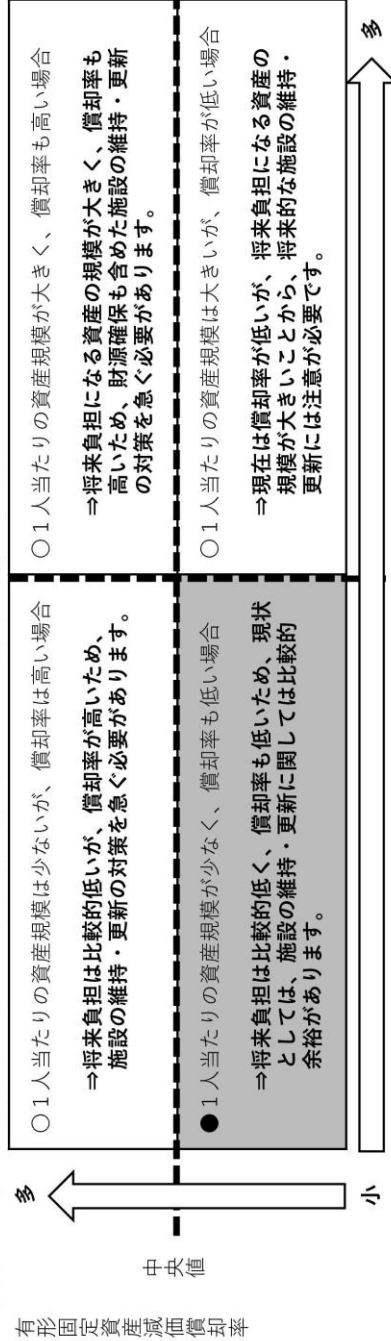
(参考) 指標の組み合わせ分析 (一般会計等財務書類 (令和2年度) を参照)

#### ア 住民1人当たり資産額×住民1人当たり負債額 散布図



住民1人当たりの資産額

#### イ 住民1人当たり有形固定資産の取得価額×有形固定資産減価償却率 散布図



住民1人当たりの有形固定資産の取得価額

**■分析結果** 類似団体平均値と比較して分析すると、アでは、当市は資産も負債も少ないので、社会資本の整備が十分でない可能性があります。また、イでは、将来負担は比較的低く、償却率も低いため、現状としては、施設の維持・更新に関しては比較余裕があると考えます。